

土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

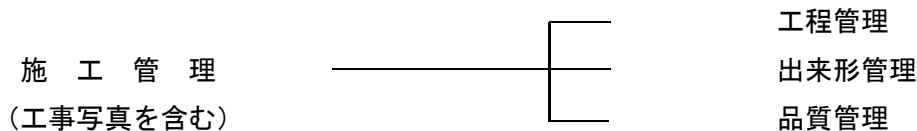
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク又はバーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。（「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する）

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/220812.html>)

出来形管理基準 及び規格値

出来形管理基準及び規格値体系

項 目			頁 2-
1. 基礎工関係	1-1	基礎工（栗石・クラッシャラン）、均しコンクリート	12
	1-2	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕	
	1-3	笠コンクリート工、基礎工（護岸）	
	1-4	既製杭工	13
	1-5	場所打杭工	
	1-6	深礎工	
	1-7	オープンケーソン基礎工	14
	1-8	ニューマチックケーソン基礎工	
	1-9	鋼管矢板基礎工	
2. 石・ブロック積（張）工関係	2-1	コンクリートブロック積工	15
		コンクリートブロック張工	
		緑化ブロック工	
	2-2	石積（張）工	
3. 舗装工関係	3-1	下層路盤工	16
	3-2	粒度調整路盤工	
	3-3	加熱アスファルト安定処理路盤工	17
	3-4	基層工	
	3-5	表層工	
	3-6	下層路盤（面管理の場合）	18
	3-7	上層路盤（アスファルト）（面管理の場合）	
	3-8	上層路盤（コンクリート）（面管理の場合）	
	3-9	基層（アスファルト舗装）（面管理の場合）	
	3-10	表層（アスファルト舗装）（面管理の場合）	
	3-11	コンクリート舗装版（面管理の場合）	
	3-12	区画線工	19
4. 地盤改良工関係	4-1	路床安定処理工	
		表層混合処理工	
	4-2	置換工	
	4-3	表層安定処理工（サンドマット）	20
	4-4	表層安定処理工（サンドマット海上）	
	4-5	パイルネット	
	4-6	バーチカルドレーン工	21
	4-7	固結工	
	4-8	固結工（施工履歴データを用いた出来形管理の場合）	22
5. 仮設工関係	5-1	矢板工・仮設鋼矢板・仮設軽量矢板	23
	5-2	連節ブロック張り工	
	5-3	締切盛土	
	5-4	中詰盛土	
	5-5	アンカー工	
	5-6	地中連続壁土留工（柱列式）	24
	5-7	地中連続壁土留工（壁式）	
6. 土工関係	6-1	掘削工	25
		掘削工（面管理の場合）	
	6-2	盛土工（路体・路床）	26
		盛土工（路体・路床）（面管理の場合）	
	6-3	法面整形工	

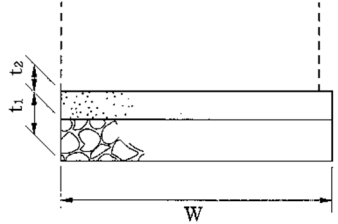
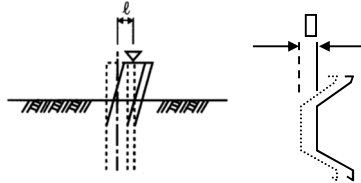
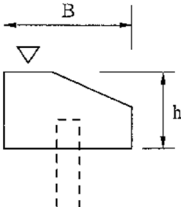
項 目			頁 2-
7. 法面工関係	7-1	現場打法枠工	27
		現場吹付法枠工	
	7-2	プレキャスト法枠工	
	7-3	種子散布工・張芝工・筋芝工	
		・市松芝工・植生シート工・植生マット工	28
		・植生筋工・人工張芝工	
		・植生穴工	29
	7-4	植生基材吹付工	
		客土吹付工	30
	7-5	吹付工（コンクリート・モルタル）	
	7-6	アンカー工	31
	7-7	蛇籠張工	
8. 擁壁工関係	7-8	布団籠工・かごマット工	32
	8-1	現場打擁壁工	31
	8-2	プレキャスト擁壁工	
	8-3	補強土壁工	
	8-4	井桁ブロック工	
9. カルバート工・水路工関係	9-1	現場打カルバート工	32
	9-2	プレキャストボックス工	
		プレキャストパイプ工	
	9-3	プレキャストU型側溝工	33
		コルゲートフリーウム工	
		自由勾配側溝工	
		管（函）渠型側溝工	
	9-4	集水樹工	34
	9-5	側溝工（場所打水路工）	
	9-6	組み立て	
10. ダム工関係	10-1	コンクリートダム工（本体）	35
	10-2	コンクリートダム工（水叩）	36
	10-3	コンクリートダム工（副ダム）	37
	10-4	コンクリートダム工（導流壁）	38
	10-5	フィルダム工（コア一部）	39
	10-6	フィルダム工（フィルター部）	
	10-7	フィルダム工（ロック部）	
	10-8	フィルダム工（洪水吐）	
11. 防護柵工関係	11-1	路側防護柵工（ガードレール）	40
	11-2	路側防護柵工（ガードケーブル）	
	11-3	路側防護柵工（ガードパイプ・立入防止柵）	
12. 道路付属物施設工関係 （縁石工）	12-1	コンクリート基礎工	41
	12-2	縁石ブロック据付工	
	12-3	視線誘導標工	
13. 工場製作工（橋梁）関係	13-1	刃口金物製作工	42
	13-2	鋼製橋脚製作工	
	13-3	アンカーフレーム製作工	43
	13-4	桁製作工	45
	13-5	検査路製作工	

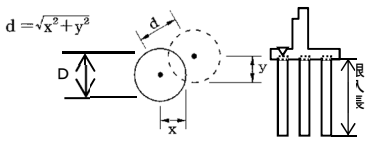
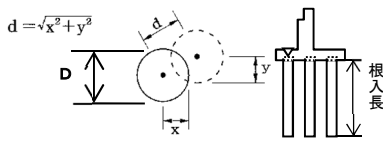
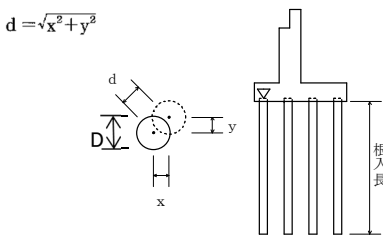
項 目			頁 2-
13. 工場製作工（橋梁）関係	13-6	鋼製伸縮継手製作工	46
	13-7	落橋防止装置製作工	
	13-8	鋼製排水管製作工	
	13-9	橋梁用防護柵製作工	
	13-10	金属支承工	
	13-11	大型ゴム支承工	48
	13-12	仮設材製作工	49
	13-13	工場塗装工	50
	13-14	鋼橋の仮組立による検査を実施しない場合の 施工管理基準及び規格値	
14. 橋梁下部工関係	14-1	躯体工	51
	14-2	R C 躯体工（張出式・重力式・半重力式）	52
	14-3	R C 躯体工（ラーメン式）	53
	14-4	鋼製橋脚フーチング工（I 型・T 型）	
	14-5	鋼製橋脚フーチング工（門型）	54
	14-6	橋脚架設工（I 型・T 型）	
	14-7	橋脚架設工（門型）	
15. 橋梁上部工関係	15-1	（クレーン架設工）	55
		（ケーブルクレーン架設工）	
		（ケーブルエレクション架設工）	
		（架設桁架設工）	
		（送出し架設工）	
		（トラベラークレーン架設工）	
	15-2	現場塗装工	56
	15-3	床版工	57
	15-4	支承工（鋼製支承）	58
	15-5	支承工（ゴム支承）	
	15-6	伸縮装置工（ゴムジョイント）	59
	15-7	伸縮装置工（鋼フィンガージョイント）	
	15-8	地覆工・面壁工	
	15-9	橋梁用防護柵工	60
		橋梁用高欄工	
16. コンクリート橋上部工関係	16-1	プレビーム用桁製作工	61
	16-2	プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	
	16-3	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ桁）	
	16-4	ポストテンション桁製作工 T（I）桁製作工	62
	16-5	プレキャストブロック購入工	
	16-6	プレキャストブロック桁組立工	63
	16-7	プレビーム桁製作工	
	16-8	PC ホロースラブ製作工	
		RC 場所打ホロースラブ製作工	
		PC 版桁製作工	
	16-9	PC 箱桁製作工	64
		PC 片持箱桁製作工	
	16-10	PC 押出し箱桁製作工	65
	16-11	クレーン架設工	
		架設桁架設工	
		架設支保工	
		移動支保工	

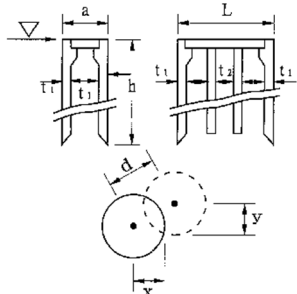
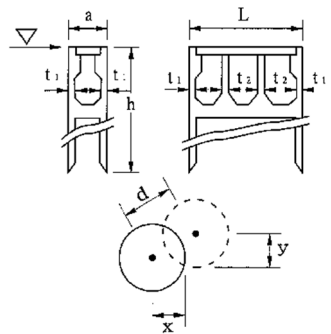
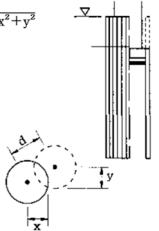
項 目			頁 2-
		片持架設工	65
		押し出し架設工	
17. 植栽工	17-1	植栽工	
18. 防雪林工	18-1	防雪林工	66
19. 附帯施設関係	19-1	橋梁橋台、取水口、落差工、 放水工、暗渠工と同種の構造物	67
20. 排水路関係	20-1	排水路	68
20. 排水路関係	21-1		
21. 用水路関係 (コンクリート・ブロック水路)		アンダードレーン	
		基礎砂利	
		開水路(現場打ち)・底版	
22. 管水路関係	22-1	管体基礎工	69
		管体(強化プラスチック複合管・ダクトイル 鋳鉄管・PC管・RC管)	
		管体(鋼管)	
		管体(硬質塩化ビニール管)	
		管体(強化プラスチック複合管・ダクトイル 鋳鉄管・鋼管)	
			70
23. トンネル関係	23-1	水路トンネル	78
24. グラウト関係	24-1	グラウト	79
25. 農用地造成	25-1	農用地造成(山成工・改良山成工) 法先仕上工(改良山成工) 石礫除去	80
26. 揚排水機	26-1	揚排水機 主ポンプの据付精度 立軸ポンプの偏心誤差 天井クレーンの据付精度 水門扉据付精度 工場仮組立検査	81
			82
27. 客土	27-1	客土土取場 堆積 散布ほ場	83
28. ほ場整備	28-1	表土扱い 基盤造成、表土整地 基盤造成、表土整地(面管理の場合) 畦畔復旧 道路工(砂利道)	84
			85
29. 暗渠排水	29-1	暗渠排水 吸水渠 集水渠、連絡渠 暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (断面管理の場合)	86
			87

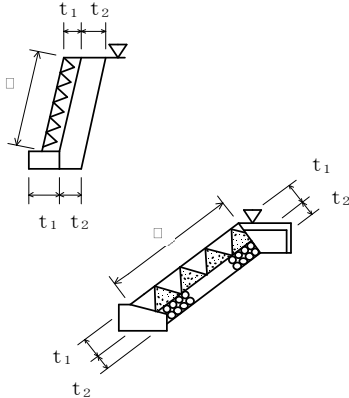
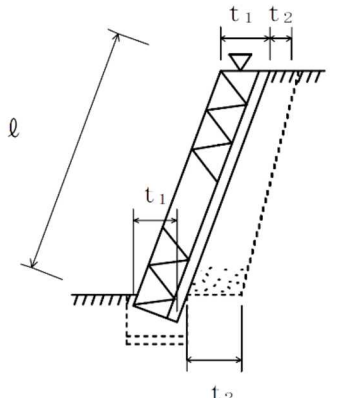
項 目			頁 2-
29. 暗渠排水		付帯明渠	89
30. 防災林	30-1	防災林	
31. 雑用水施設	31-1	雑用水施設（管路）	90

出来形管理基準及び規格値 (単位mm)

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 基礎工関係	1-1	基礎工 (栗石・クラッシュラン) 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 4 年 3 月）」によること。		
			厚さ t_1 、 t_2	-30			
			延長 L	各構造物の規格値による。			
	1-2	矢板工 [指定仮設・任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート鋼矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、変位は、施工延長 25m につき 1 箇所、延長 25m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			根入長	設計値以上			
			変位 ℓ	100			
	1-3	笠コンクリート工 基礎工（護岸）	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認するものとし「基準高」と「延長」を測定する。		
			幅 B	-30			
			高さ h	-30			
			延長 L	-200			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 基礎工関係	1-4	既製杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
			根入長	設計値以上			
			偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
			傾斜	1/100 以内			
	1-5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
			根入長	設計値以上			
			偏心量 d	100 以内			
			傾斜	1/100 以内			
			杭径 D	{設計径(公称径)-30} 以上			
	1-6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は、補強リングの内径とし、マルチリングの場合は、マルチ等の土留め構造の内径にて測定する。		
			根入長	設計値以上			
			偏心量 d	150 以内			
			傾斜	1/50 以内			
			基礎径 D	設計径(公称径)以上※			

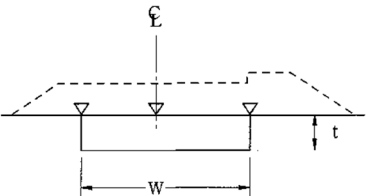
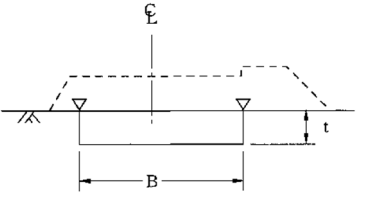
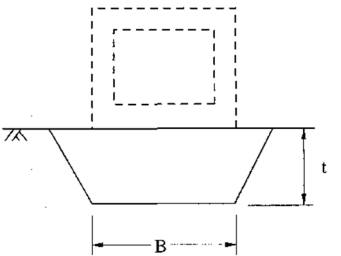
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 基礎工関係	1-7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心率については各打設ロット毎に測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
			ケーソンの長さ ℓ	-50			
			" 幅 a	-50			
			" 高さ h	-100			
			" 壁厚 t_1, t_2	-20			
			偏心率 d	300 以内			
	1-8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心率については各打設ロット毎に測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
			ケーソンの長さ ℓ	-50			
			" 幅 a	-50			
			" 高さ h	-100			
			" 壁厚 t_1, t_2	-20			
			偏心率 d	300 以内			
	1-9	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心率は、1 基毎に測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
			根入長	設計値以上			
			偏心率 d	300 以内			

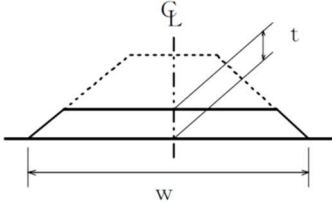
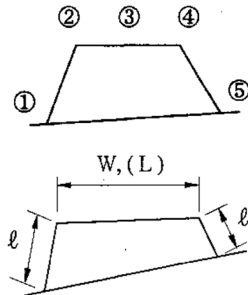
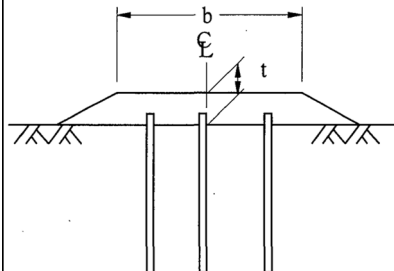
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
2 石・ブロック積（張）工関係	2-1	コンクリートブロック積工 コンクリートブロック張工 緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			法長 $\ell < 3\text{m}$		-50			
			法長 $\ell \geq 3\text{m}$		-100			
			厚さ（ブロック積張） t_1		-50			
			厚さ（裏込） t_2		-50			
			延長 L		-200			
	2-2	石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 厚さ以外の測定項目については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50			
				$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
			厚さ	石積、石張 t_1	-50			
				裏込工 t_2	-50			
			延長 L		-200			

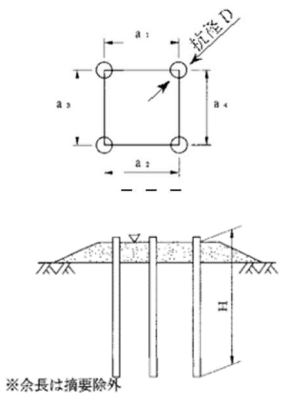
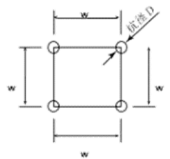
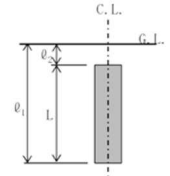
	番 号		工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
					個々の測定値(×)		10 個の測定値の平均(×10)				
					中規模 以 上	小規模 以 下	中規模 以 上	小規模 以 下			
3 舗装工関係	ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 ・ 半 た わ み 性 舗 装 工 ・ 排 水 性 舗 装 工 ・ グ ー ス ア ス フ ア ル	3-1	下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高、幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘起こして測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	○工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10, 000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3, 000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3, 000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 w	
				厚さ	—45	—45	—15	—15			
				幅	—50	—50	—	—			
		3-2	粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長 100m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 100m 毎に 1 箇所を掘起こして測定する。		
				幅	—50	—50	—	—			

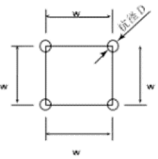
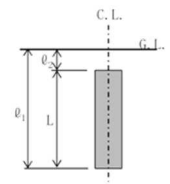
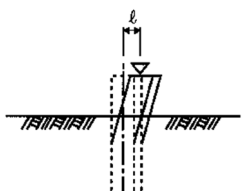
	番 号		工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値(×)		10 個の測定値の平均(×10)				
					中規模 以 上	小規模 以 下	中規模 以 上	小規模 以 下			
3 舗装工関係	舗装工・コンクリート舗装工・アスファルト舗装工・半たわみ性舗装工・排水性舗装工・グーラスアスファルト	3-3	加熱アスファルト 安定処理路盤工	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長 100m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。	○工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				幅	－50	－50	－	－			
		3-4	基層工	厚さ	－9	－12	－3	－4			
				幅	－25	－25	－	－			
		3-5	表層工	厚さ	－7	－9	－2	－3			
				幅	－25	－25	－	－			
				平坦性	－		3m プロフィルメーター(σ) 2.4 mm以下直続式(足付き)(σ) 1.75 mm以下				

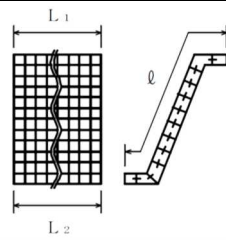
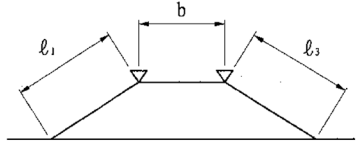
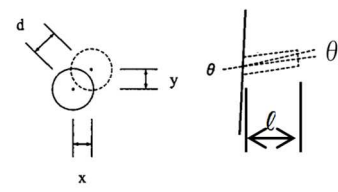
	番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
				個々の計測値		平均値				
3 舗装工関係	3-6	下層路盤 （面管理の場合）	基準高▽	±90 注1		+50 -15		情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 注1：個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 注2：個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。		
			厚さ又は 標高較差	±90 注1		+50 -15				
	3-7	上層路盤 （アスファルト） （面管理の場合）	厚さ又は 標高較差	－63 注1		-10				
	3-8	上層路盤 （コンクリート） （面管理の場合）	厚さ又は 標高較差	－66 注1		-8				
	3-9	基層 （アスファルト舗装） （面管理の場合）	厚さ又は 標高較差	－25 注2		-4				
	3-10	表層 （アスファルト舗装） （面管理の場合）	厚さ又は 標高較差	－20 注2		-4				
	3-11	コンクリート舗装版 （面管理の場合）	厚さ又は 標高較差	－22 注2		-3.5				

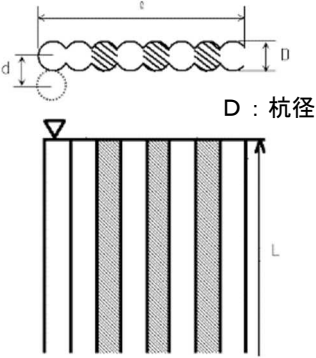
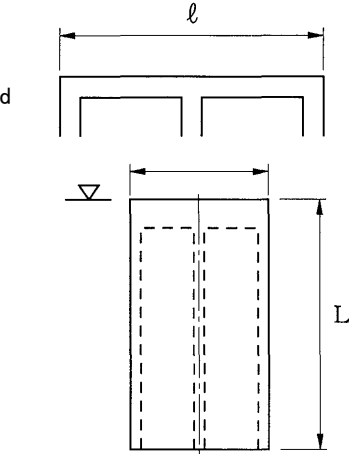
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
3 舗装工関係	3-12	区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
			幅 W	設計値以上			
4 地盤改良工関係	4-1	路床安定処理工 表層混合処理工	基準高 ∇	± 50	延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定、基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは、中心線及び端部で測定。		
			施工厚さ t	-50			
			幅 W	-100			
			延長 L	-200			
	4-2	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定する。		
			置換厚さ t	-50			
			幅 B	-100			
			延長 L	-200			
							

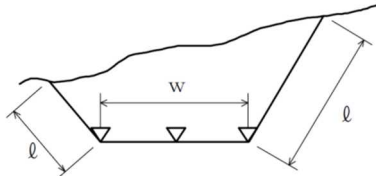
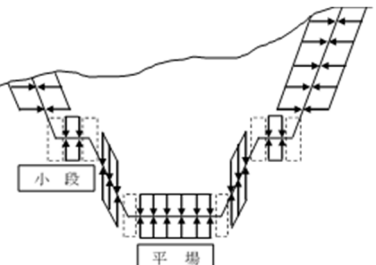
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
4 地盤改良工関係	4-3	表層安定処理工 (サンドマット)	施工厚さ t	-50	延長 50m につき 1 箇所。 厚さは、中心線及び両端で掘り起こして測定する。		
			幅 W	-100			
			延長 L	-200			
	4-4	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当り 5 点以上測定する。 (W)、(L)は施工延長 40m につき 1 箇所、80m 以下のものは 1 箇所につき 3 箇所。(L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
			法長 l	-500			
			天端幅 W	-300			
			天端延長 L	-500			
	4-5	パイルネット	基準高 ∇	± 50	施工延長 50m につき 1 箇所。 厚さは、中心線及び両端で掘り起こして測定する。 杭については、当該杭の項目に準じる。		
			厚さ t	-50			
			幅 b	-100			
			延長 L	-200			

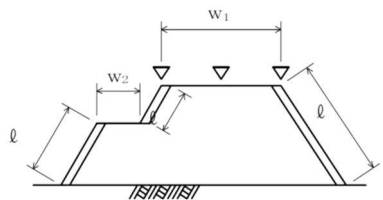
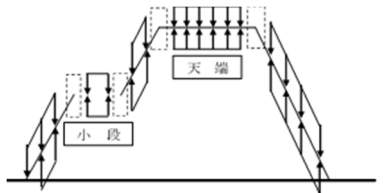
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
4 地盤改良工関係	4-6	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工、 ペーパードレーン工、 袋詰式サンドドレーン工)	施工位置間隔 a	± 100	100 本に 1 箇所。100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。ただしペーパードレーン工は対象外とする。		
			杭径 D	設計値以上			
			打込長さ H	設計値以上	全本数		
			サンドドレーン工、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
	4-7	固結工 粉体噴射攪拌工 高圧噴射攪拌工 スラリー攪拌工 生石灰パイル工	基準高 ∇	-50	100 本に 1 箇所。100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。深度は全本数。		
			位置・間隔 a	$D/4$ 以内			
			杭径 D	設計値以上			
			深度 ℓ	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$  ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端先端深度		

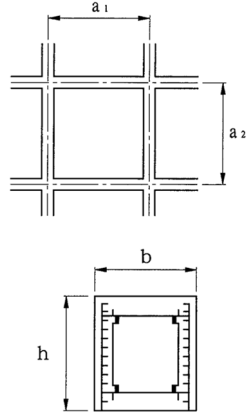
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
4 地盤改良工関係	4-8	固結工 スラリー攪拌工 (施工履歴データを用いた 出来形管理の場合)	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
			位 置 間隔 a	D / 8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯 位置管理表により設計杭芯位置と 施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
			杭径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により 確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
			改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打 設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
5 仮設工関係	5-1	仮設鋼矢板工 仮設軽量鋼矢板工 鋼管矢板工 仮設 H 鋼杭工	基準高▽	±100			
			根入長	設計値以上			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
5 仮設工関係	5-2	連節ブロック張り工	法長 ℓ	-100	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所に つき 2 箇所。		
			延長 L_1 、 L_2	-200	1 施工箇所毎		
	5-3	締切盛土	基準高▽	-50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所に つき 2 箇所。		
			天端幅 b	-100			
			法長 ℓ	-100			
	5-4	中詰盛土	基準高▽	-50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所に つき 2 箇所。		
	5-5	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数		
			配置誤差 d	100			

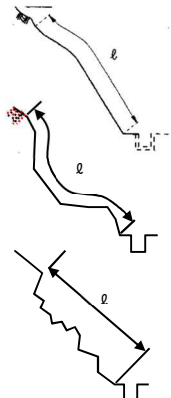
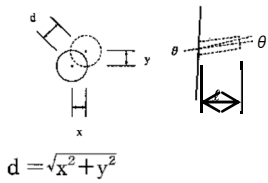
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
5 仮設工関係	5-6	地中連続壁土留工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m につき、1 箇所。延長 40m 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m につき 1 箇所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			連壁の長さ ℓ	-50			
			変位 d	D/4 以内			
			壁体長 L	-200			
	5-7	地中連続壁土留工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m につき、1 箇所。 延長 40m 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m につき 1 箇所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			連壁の長さ ℓ	-50			
			変位	300			
			壁体長 L	-200			

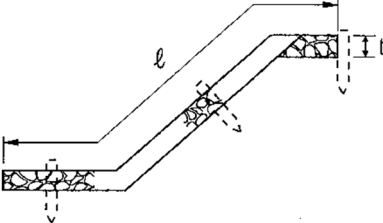
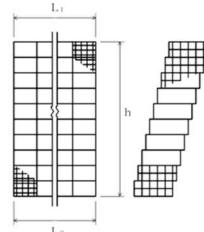
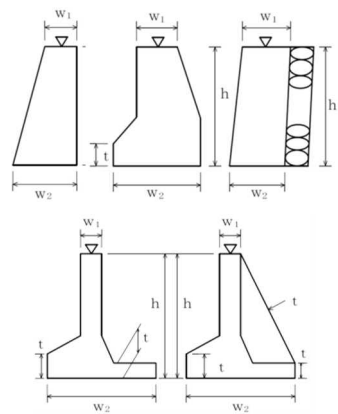
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
6 土工関係	6-1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。		
			幅W		－100				
			法長 ℓ < 5m		－200				
			法長 ℓ ≥ 5m		法長－4%				
		掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれる。 3. 出来形測定は天端面（掘削の場合は平場面）と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は 1 点／㎡（平面投影面積あたり）以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
			平場	標高較差	±100	±150			
			法面 （小段含む）	水平又は 標高較差	±70	±160			

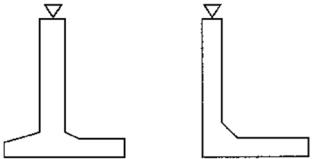
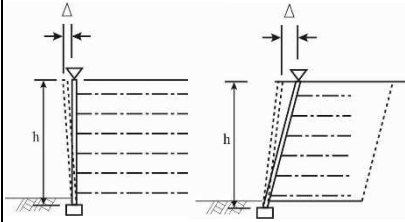
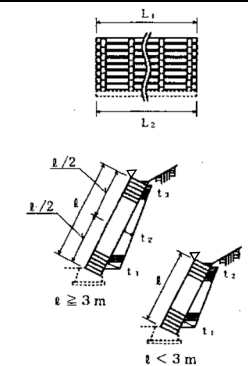
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
6 土工関係	6ー2	盛土工 （路体・路床）	基準高▽		±50		施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。基準高は道路中心線及び端 部で測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形 管理を行う場合は「情報化施工技術の活 用ガイドライン」によること。		
			幅W ₁ , W ₂		－100				
			法長 ℓ < 5m		－100				
			法長 ℓ ≥ 5m		法長－2%				
		盛土工 （路体・路床） （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1. 情報化施工技術における出来形管理 において「情報化施工技術の活用ガイ ドライン」に基づき出来形管理を面 管理で実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mm が含まれる。 3. 出来形測定は天端面（掘削の場合 は平面面）と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較 差又は水平較差を算出する。出来形測 定密度は 1 点／㎡（平面投影面積あた り）以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 50mm 以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、又は規格値の条件の最も厳しい値 を採用する。		
			天端	標高較差	±100	±150			
			法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			
	6ー3	法面整形工	厚さ t		※－30		施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用。		

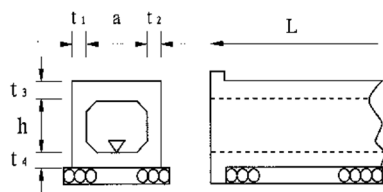
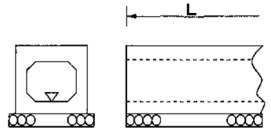
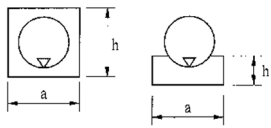
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
7 法面工関係	7-1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 ℓ $\ell < 10\text{m}$		-100	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		曲線部は設計図書による。
			法長 ℓ $\ell \geq 10\text{m}$		-200			
			幅 b		-30	枠延延長 100m につき 1 箇所。 枠延延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			高さ h		-30			
			枠中心間隔 a		±100	1 施工箇所毎		
			延長 L		-200			
	7-2	プレキャスト法枠工	法長 ℓ $\ell < 10\text{m}$		-100	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			法長 ℓ $\ell \geq 10\text{m}$		-200			
			延長 L		-200	1 施工箇所毎		
	7-3	種子散布工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 植生筋工 人工張芝工 植生穴工	法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%			

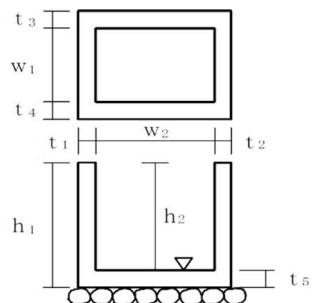
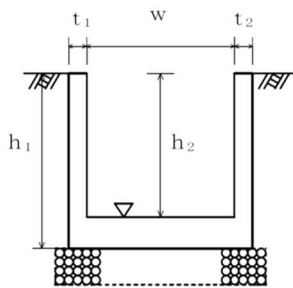
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
7 法面工関係	7ー4	植生基材吹付工 客土吹付工	法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	－200	施工延長 40m につき 1 箇所。 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 5\text{m}$	法長の－4%			
			厚さ t	$t < 5\text{cm}$	－10	施工面積 200 m^2 につき 1 箇所。 面積 200 m^2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。検査孔により測定。		
				$t \geq 5\text{cm}$	－20			
				ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
			延長 L		－200	1 施工箇所毎 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

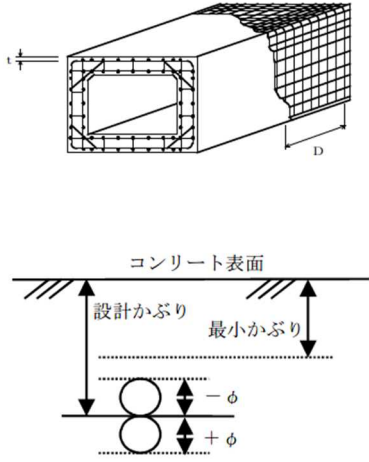
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
7 法面工関係	7-5	吹付工（仮設を含む） （コンクリート・モルタル）	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40m につき 1 箇所。 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
			厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積 200 m ² につき 1 箇所以上、 200 m ² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
				$t \geq 5\text{cm}$	-20			
				ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
			延長 L		-200	1 施工箇所毎 計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
	7-6	アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数 （任意仮設は除く）		
			配置誤差 d		100			
			せん孔方向 θ		±2.5 度			

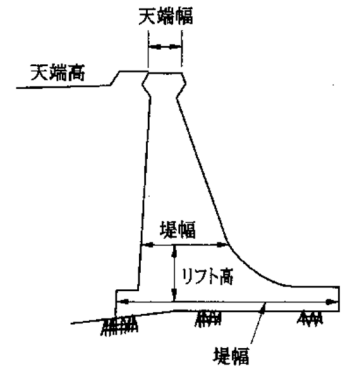
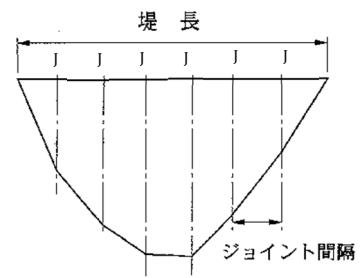
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
7 法面工関係	7-7	蛇籠張工	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
			厚さ t	-50			
	7-8	布団籠工 かごマット工	高さ h	-100	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			延長 L_1 、 L_2	-200			
8 擁壁工関係	8-1	現場打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 50m につき 1 箇所。 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			厚さ t	-20			
			裏込厚さ	-50			
			幅 W_1 、 W_2	-30			
			高さ h $h < 3\text{m}$	-50			
			高さ h $h \geq 3\text{m}$	-100			
			延長 L	-200	1 施工箇所毎		

	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
8 擁壁工関係	8-2	プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 50m につき 1 箇所。 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			延長 L		-200	1 施工箇所毎		
	8-3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽		±50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			高さ h	$h < 3\text{m}$	-50			
				$h \geq 3\text{m}$	-100			
			鉛直度▽		$\pm 0.03 h$ かつ ±300 以内			
			控え長さ		設計値以上			
			延長 L		-200	1 施工箇所毎		
	8-4	井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50			
				$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
			厚さ t_1, t_2, t_3		-50			
			延長 L_1, L_2		-200	1 施工箇所毎		

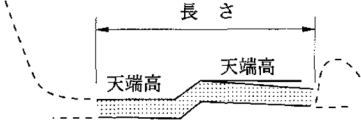
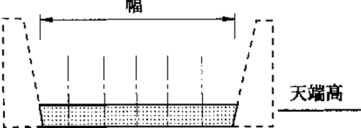
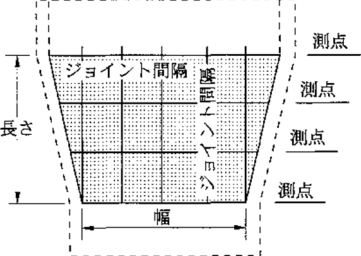
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
9 カルバート工・水路工関係	9-1	現場打カルバート工	基準高▽	±30	両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
			厚さ t ₁ ～ t ₄	-20			
			幅（内法） a	-30			
			高さ h	±30			
			延長 L L < 20m	-50			
			延長 L L ≥ 20m	-100			
	9-2	プレキャストボックスエ プレキャストパイプエ	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は現場打部分のある場合		
			※幅 a	-50			
			※高さ h	-30			
			延長 L	-200	1 施工箇所毎		
					計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

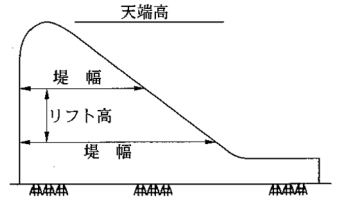
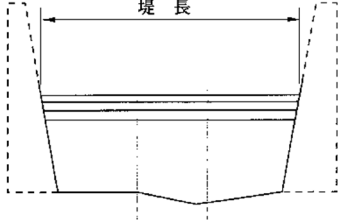
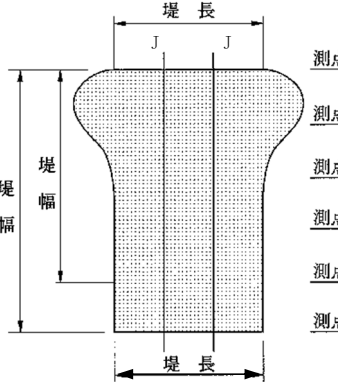
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
9 カルバート工・水路工関係	9-3	プレキャストU型側溝工 コルゲートフリューム工 自由勾配側溝工 管（函）渠型側溝工	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			延長L	－200	1 施工箇所毎		
					計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
	9-4	集水枡工	基準高▽	±30	1 箇所毎		
			※厚さ t ₁ ～t ₅	－20	※印は、現場打部分のある場合 厚さ以外の計測手法については、「情報化施工技術のガイドライン」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			※幅W ₁ 、W ₂	－30			
			※高さ h ₁ 、h ₂	－30			
	9-5	側溝工 （場所打水路工）	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
			幅w	－30			
			高さ h ₁ 、h ₂	－30			
			厚さ t ₁ 、t ₂	－20			
			延長L	－200	1 施工箇所毎		

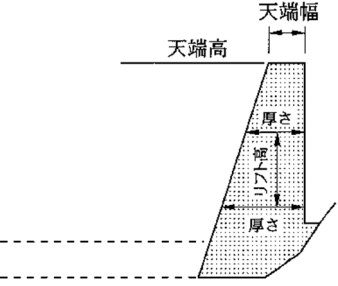
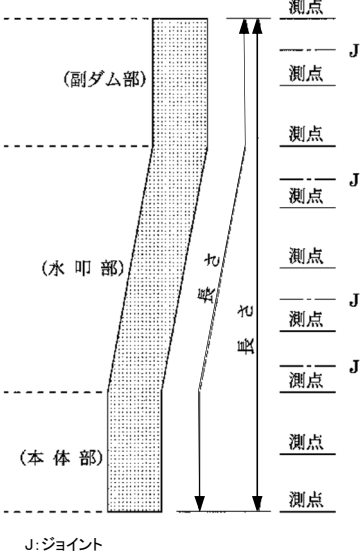
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
9 カルバート工・水路工関係	9-6	組み立て	平均間隔 d	$\pm \phi$	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。ただし、道路橋仕方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、15-3 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上部・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。	 ※かぶりとは鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう。ただし、設計図書に記載がある場合は設計図書の記載による。	
			かぶり t	設計かぶり $\pm \phi$ かつ 最小かぶり以上			

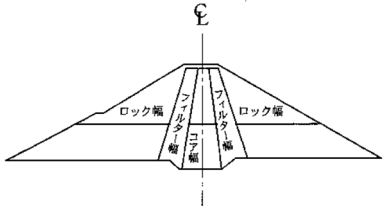
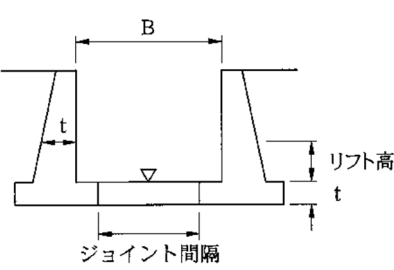
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
10 ダム工関係	10 - 1	コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定する。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定する。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフト毎に測定する。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフト毎上流端、下流端を対象に測定する。 ④堤長は、天端中心線延長を測定する。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は、監督職員の指示による。		
			天端幅	±20			
			ジョイント間隔	±30			
			リフト高	±50			
			堤幅	-30 +50			
			堤長	-100			
							

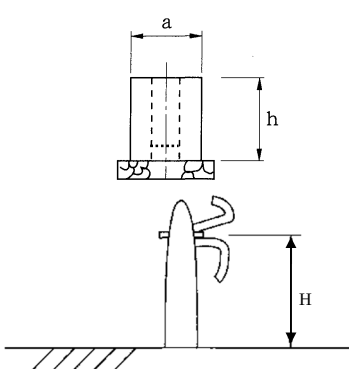
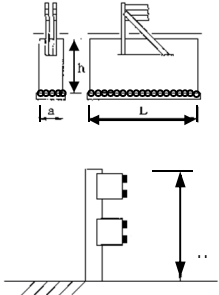
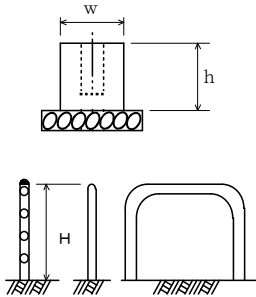
J: ジョイント

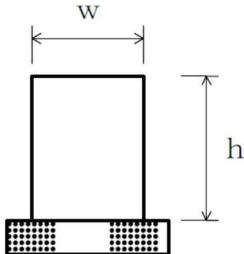
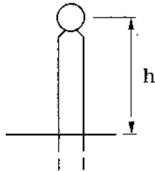
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
10 ダム工関係	10-2	コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定する。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は、各ジョイント、各測点の交点部を測定する。 ②長さは、各ジョイント毎に測定する。 ③幅は、各測点毎に測定する。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	  	
			ジョイント間隔	±30			
			幅	±40			
			長さ	-100 +60			

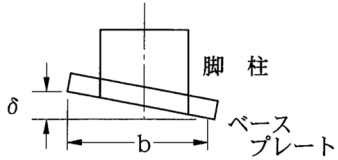
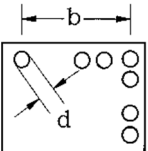
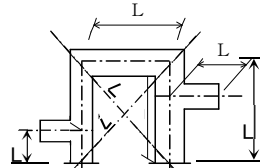
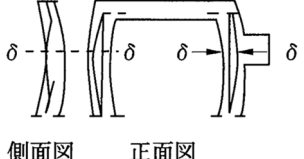
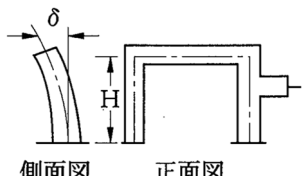
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
10 ダム工関係	10-3	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定する。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高は、各ジョイント毎に測定する。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフト毎に測定する。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフト毎上流端、下流端を対象に測定する。 ④堤長は、各測点毎に測定する。		
			ジョイント間隔	±30			
			リフト高	±50			
			堤幅	-30 +50			
			堤長	±40			
							

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 ダム工関係	10-4	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定する。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイント毎に測定する。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフト毎に測定する。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定する。		
			ジョイント間隔	±20			
			リフト高	±50			
			長さ	±100			
			厚さ	±20			
						 J: ジョイント	

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
10 ダム工関係	10-5	フィルダム工 (コア部)	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定する。		
			外側境界線	-0 +500	※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
	10-6	フィルダム工 (フィルター部)	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定する。		
			外側境界線	-0 +1,000			
			盛立幅	-0 +1,000			
	10-7	フィルダム工 (ロック部)	基準高▽	-100	各測点について盛立 5m 毎に測定する。		
			外側境界線	-0 +2,000			
	10-8	フィルダム工 (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回/1施工箇所		
			ジョイント間隔	±30			
			厚さ t	±20			
			幅 B	±40			
			リフト高さ	±20			
			長さ L	±100			

	番号	工 種		測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
11 防護柵工関係	11-1	路側防護柵工（ガードレール）	コンクリート	幅 a		-30	1 箇所/施工延長 50m 50m 未満のものは 2 箇所/1 施工箇所		
				高 さ h		-30			
			ビーム等取付け	取付高さ H	+30 -20	1 箇所/1 施工箇所			
	11-2	路側防護柵工（ガードケーブル）	コンクリート	幅 a		-30	1 箇所/1 基礎毎		
				高 さ h		-30			
				長 さ L		-100			
			ケーブル取付け	高 さ h	+30 -20	1 箇所/1 施工箇所			
	11-3	路側防護柵工（ガードパイプ・立入防止柵）	コンクリート	幅 w		-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。		
				高 さ h		-30			
			パイプ等取付け	高 さ h	+30 -20	1 箇所/1 施工箇所			

	番号	工 種		測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 道路付属物施設工関係	12-1	縁 石 工	コンクリート基礎工	幅 W		-30	施工延長 50m につき 1 箇所の割。延長 50m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所測定する。		
				高さ h		-30			
				延長 L		-200	1 施工箇所毎		
	12-2	縁石ブロック据付工	延長		-200	1 箇所/1 施工箇所			
12-3	視線誘導標工	高さ h		±30	1 箇所/10 本 10 本以下の場合は 2 箇所測定する。				
13 工場製作工（橋梁）関係	13-1	刃口金物製作工		刃口高さ h (m)		±2 …… 			

	番号	工 種	区分	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 工場製作工（橋梁）関係	13-2	鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		$b/500$	各脚柱、ベースプレートを測定する。		b : 部材幅 (mm)
				ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定する。		b : 孔の中心間距離 (mm) d : 孔の直径 (mm)
					孔の径 d	0~5	全数を測定する。		
			仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)		$\pm 5 \dots\dots\dots L \leq 10$ $\pm 10 \dots\dots 10 < L \leq 20$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots\dots 20 < L$	両端部及び片持ばり部を測定する。		
				はりのカンバー及び柱の曲り δ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定する。		L : 測線長 (m)
				柱の鉛直度 δ (mm)		$10 \dots\dots H \leq 10$ $H \dots\dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定する。 (H : 高さm)		H : 高さ (m)

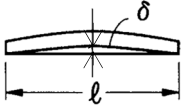
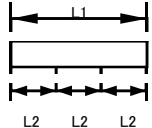
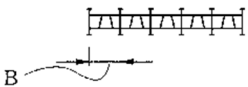
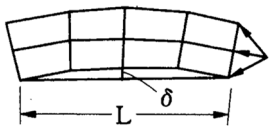
※規格値のW、ℓに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh、b、W、ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

	番号	工 種	区 分	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 工場製作工（橋梁） 関係	13-3	アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面の水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸芯上全数測定する。		b : ボルト間隔 (mm) h : 高さ (mm)
				鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$			
				高さ h (mm)	± 5			
	13-4	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 W (m)	$\pm 2 \dots\dots W \leq 0.5$	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定する。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼げた トラス弦材	
				腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots\dots 0.5 < W \leq 1.0$			
				腹板間隔 B' (m)	$\pm 4 \dots\dots 1.0 < W \leq 2.0$ $\pm (3 + W/2) \dots\dots 2.0 < W$			
				板の平面度 δ (mm)				
				鋼 げ た 及 び トラス等の部材 の腹板	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定する。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) W : フランジ幅 (mm)	 	
				箱げた及びトラス等のフランジ、 鋼床版のデッキプレート	$b/150$			
				フランジの直角度 δ (mm)	$W/200$			

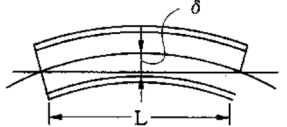
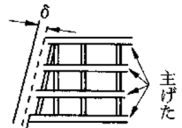
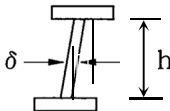
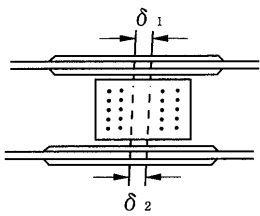
※規格値のW、 ℓ に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh、b、W、 ℓ に代入する数値はmm単位の数値とする。

	番号	工 種	区分	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							鋼げた等	トラス・アーチ等		
13 工場製作工（橋梁）関係	13-4	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部 材 精 度	部材長 ℓ (m)	鋼げた	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定する。			
					トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$				
				圧縮材の曲り δ (mm)		$\ell / 1,000$	—	主要部材全数を測定する。 ℓ : 部材長 (mm)		
			仮 組 立 精 度	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)		$\pm (10 + L1/10)$ $\pm (10 + L2/10)$	主げた、主構全数を測定する。			
				主げた、主構の中心間距離 B (m)		$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3 + B/2) \dots \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定する。			
				主構の組立高さ H (m)		$\pm 5 \dots \dots H \leq 5$ $\pm (2.5 + H/2) \dots \dots H > 5$	—	両端部及び中央部を測定する。		
				主げた、主構の通り δ (mm)		$5 + L/5 \dots \dots L \leq 100$ $25 \dots \dots L > 100$	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定する。 L : 測線長 (m)			

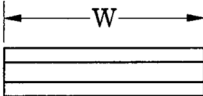
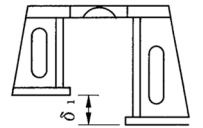
※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。

ただし、「主げた、主溝の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

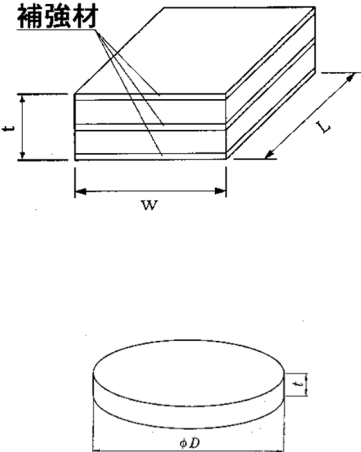
	番号	工 種	区分	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
						鋼げた等	トラス・アーチ等		
13 工場製作工（橋梁）関係	13-4	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立	主げた、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主げたについて10～12m間隔を測定する。 L：主げたの支間長 (m)	各主構の各格点を測定する。 L：主溝の支間長 (m)		
				主げた、主構の橋端における出入り差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定する。			
				主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	$3 + h / 1,000$	各主げたの両端部を測定する。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定する。 h：主溝の高さ (mm)		
				現場継手部のすき間 δ_1 、 δ_2 (mm)	設計値±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定する。 δ_1 、 δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0とする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）			
	13-5	検査路製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。			

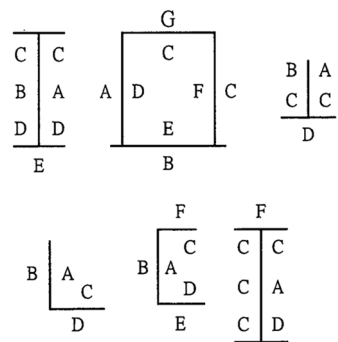
※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。

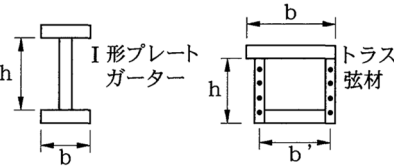
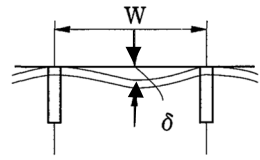
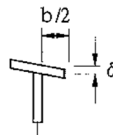
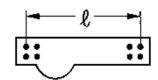
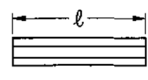
ただし、「主げた、主溝の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

	番号	工 種	区分	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 工場製作工（橋梁）関係	13－6	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長	W (m)	0～+30	製品全数を測定する。		W：車道幅員 (m)
			仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差	δ_1 (mm)	設計値±4	両端部及び中央部付近を測定する。		
				フィンガーの食い違い	δ_2 (mm)	±2			
	13－7	落橋防止装置製作工	部材	部材長	l (m)	$\pm 3 \dots\dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
	13－8	鋼製排水管製作工	部材	部材長	l (m)	$\pm 3 \dots\dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
	13－9	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長	l (m)	$\pm 3 \dots\dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
13－10	金属支承工	上・下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差			+2 －0	製品全数を測定する。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5) 組み立て後に測定		
			中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
				≤ 1000 mm	1 以下				
				ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
				> 1000 mm	1.5 以下				

	番 号	工 種	区 分	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
13 工場製作工（橋梁）関係	13－10	金属支承工	アンカーボルト用孔（鑄放し） アンカーボルト	ドリル加工孔	≤100 mm	+3 －1	製品全数を測定する。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５）組み立て後に測定				
					>100 mm	+4 －2					
				孔の中心距離 ※１		JIS B 0403-1995 CT13					
			センターボス	ボスの直径		+0 －1					
				ボスの高さ		+1 －0					
			ボス ※５	ボスの直径		+0 －1					
				ボスの高さ		+1 －1					
			上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13					
			※４ 全移動量 ℓ	ℓ ≤300 mm		±2					
				ℓ >300 mm		± ℓ／100					
			組立高さ H	上・下面加工仕上げ		±3					
				コンクリート構造用	H ≤300 mm					±3	
					H >300 mm					(H／200+3) 小数点以下切捨て	

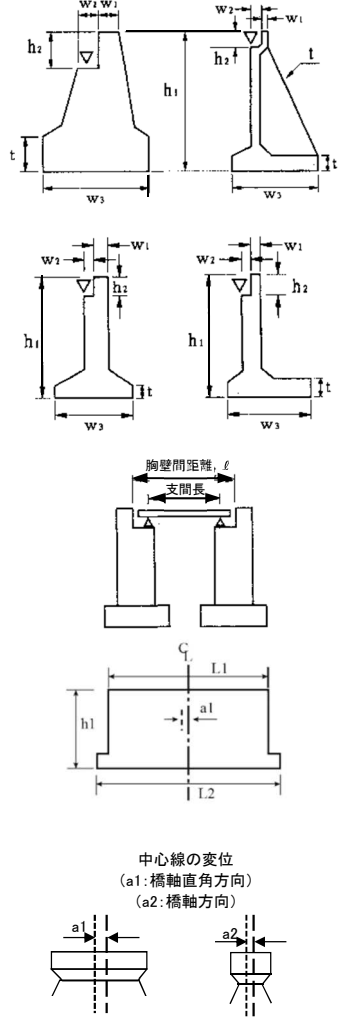
	番号	工 種	区 分	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 工場製作工（橋梁）関係	13-10	金属支承工	普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※2）、※3）	JIS B 0403 -1995 CT14	製品全数を測定する。 ※1）ガス切断寸法を準用する。 ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5）組み立て後に測定		
				鑄放し肉厚寸法 ※2）	JIS B 0403 -1995 CT15			
				削り加工寸法	JIS B 0405 -1991 粗級			
				ガス切断寸法	JIS B 0417 -1979 B 級			
	13-11	大型ゴム支承	幅 W 長さ L 直径 D	W、L、D ≤ 500 mm	0～+5	製品全数を測定する。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
				500 < W、L、D ≤ 1500	0～+1%			
				1500 < W、L、D	0～+15			
			厚 さ t	t ≤ 20 mm	±0.5			
				20 < t ≤ 160	±2.5%			
				160 < t	±4			
			相 対 誤 差	W、L、D ≤ 1000 mm	1			
				1000 mm < W、L、D	(W、L、D) / 1000			

	番号	工 種	区分	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13 工場製作工（橋梁）関係	13－12	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	± 3 …… $\ell \leq 10$ ± 4 …… $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
	13－13	工場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡毎に1点とする。	1. 測定位置 1 測定断面当り、けたはすべて、対傾構、横構は適当な3カ所を選定し測定する。 2. 測定箇所 各測定位置での測定箇所は、部材の断面形状に従って次のとおりとする。  3. 測定箇所数は、工事数量の規模に応じて同一塗装系、同一塗装方法、部材種別、作業姿勢等で500㎡単位のロット毎に25カ所以上となるようにする。		

	番号	精度の 対象	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
13 工場製作工（橋梁）関係	13-14	部 材 精 度	フランジ幅W(m) 腹板高h(m) 腹板間隔b'(m)	$\pm 2 \dots\dots\dots W \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots\dots 0.5 < W \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots\dots 1.0 < W \leq 2.0$ $\pm (3 + W/2) \dots\dots\dots 2.0 < W$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取 った部材の中央付近を測定。 左欄規格値のWは、W、h及びbを 代表したものである。		
			板の平面度 δ (mm)	鋼げた等の部材の腹板 $h/250$ 箱げた等のフランジ、鋼床版のデッキプレート $W/150$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) W : 腹板またはリブの間隔 (mm) b : フランジ幅 (mm)		
			フランジの直角度 δ (mm)	$b/200$			
			部材長 ℓ (m)	鋼げた $\pm 3 \dots\dots\dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots\dots \ell > 10$	主要部材全数を測定。	アーチトラス弦材  桁材 	

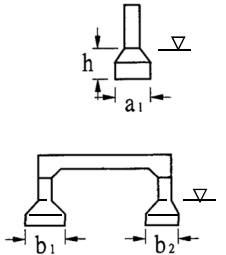
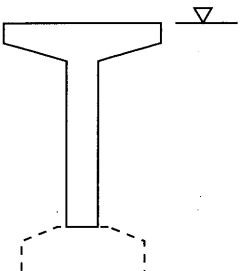
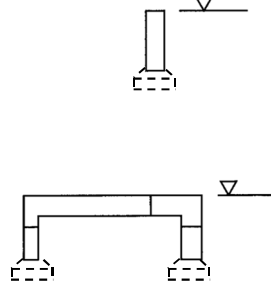
※規格値のW、 ℓ に代入する数値はm単位の数値である。

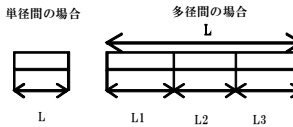
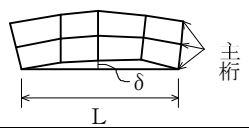
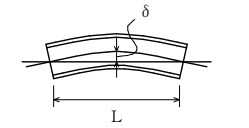
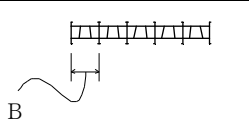
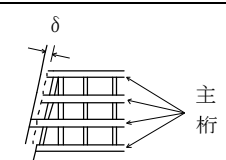
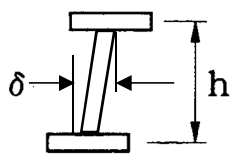
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh、b、Wに代入する数値はmm単位の数値とする。

	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14 橋梁下部工関係	14-1	躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
			厚さ t		-20			
			天端幅 W_1 （橋軸方向）		-10			
			天端幅 W_2 （橋軸方向）		-10			
			敷 幅 W_3 （橋軸方向）		-50			
			高さ h_1		-50			
			胸壁の高さ h_2		-30			
			天端長 ℓ_1		-50			
			敷 長 ℓ_2		-50			
			胸壁間距離 ℓ		±30			
			支間長及び中心線の変位		±50			
			支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10 ~ -20			
				平面位置	±20			
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14 橋梁下部工関係	14-2	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
			厚さ t		-20			
			天端幅 W_1 (橋軸方向)		-20			
			天端幅 W_2 (橋軸方向)		-50			
			高さ h		-50			
			天端長 ℓ_1		-50			
			敷 長 ℓ_2		-50			
			橋脚中心間距離 ℓ		±30			
			支間長及び中心線の変位		±50			
			支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10 ~ -20			
				平面位置	±20			
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

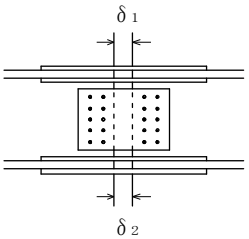
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14 橋梁下部工関係	14-3	R C 躯体工 (ラーメン式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)	
			厚さ t		-20			
			天端幅 W_1		-20			
			敷幅 W_2		-20			
			高さ h		-50			
			長さ ℓ		-20			
			橋脚中心間距離 ℓ		±30			
			支間長及び中心線の変位		±50			
			支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10 ~ -20			
				平均位置	±20			
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			
	14-4	鋼製橋脚フーチング工 (I 型) (T 型)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所		
			フーチング幅 a_1 (橋軸方向)		-50			
			フーチングの高さ h		-50			
			フーチング長 ℓ_1		-50			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
14 橋梁下部工関係	14-5	鋼製橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所		
			フーチング幅 a_1, b_1	-50			
			フーチングの高さ h	-50			
	14-6	橋脚架設工 (I型) (T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所		
			橋脚中心間距離 ℓ	±30			
			支間長及び中心線の変位	(±50)			
	14-7	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両 端部、その他は寸法表示箇所		
			橋脚中心間距離 ℓ	±30			
			支間長及び中心線の変位	(±50)			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 橋梁上部工関係	15-1	(クレーン架設工) (ケーブルクレーン架設工) (ケーブルエクシジョン架設工) (架設桁架設工) (送出し架設工) (トラベラークレーン架設工)	全 長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	$\pm (20+L1/5)$ $\pm (20+L2/5)$	各桁毎に全数測定する。 L : 主桁・主溝の支間長 (m)		
			通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L : 主桁・主溝の支間長 (m)		
			そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主げた・主溝を全数測定する。 L : 主げた・主溝の支間長 (m)		
			※主げた、主構の中心間 距離 B (m)	± 4 $B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定する。		
			※主げたの橋端における 出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた(主溝)端を測定する。		
			※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主げたの両端部を測定する。 L : 主げた・主溝の高さ (mm)		

※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主溝の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

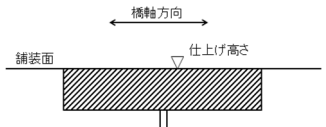
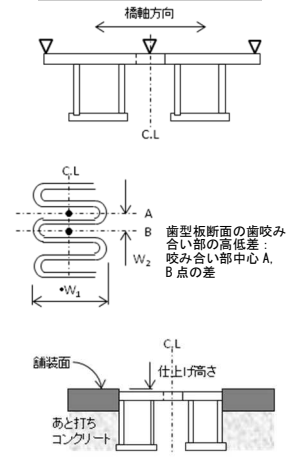
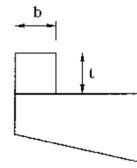
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 橋梁上部工関係	15-1	(クレーン架設工) (ケーブルクレーン架設工) (ケーブルエクシジョン架設工) (架設桁架設工) (送出し架設工) (トラベラークレーン架設工)	※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主げた、主溝の全継手の 1/2 を測定する。 δ_1, δ_2 のうちの大きいもの なお、設計値が 5 mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mm とする。(例：設計値が 3 mm の場合、すき間の許容範囲は 0 mm ~ 8 mm)		
					※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
	15-2	現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90% 以上。 b. 測定値の最小値は目標塗膜厚合計値の 70% 以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20% 以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定する。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 m ² に満たない場合は 10 m ² 毎に 1 点とする。		

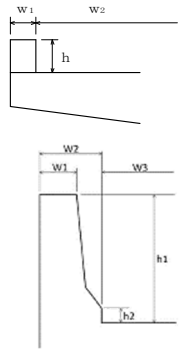
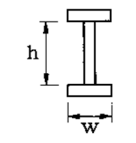
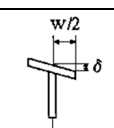
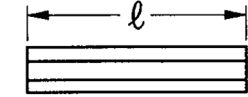
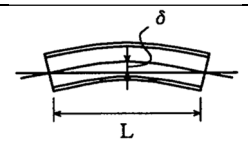
※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。

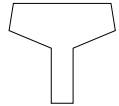
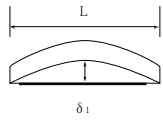
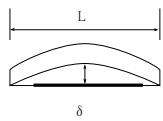
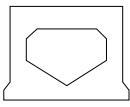
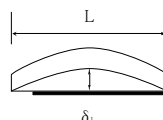
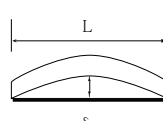
ただし、「主げた、主溝の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

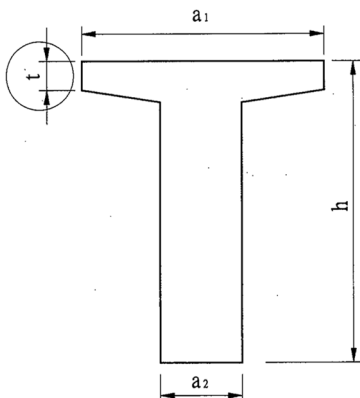
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 橋梁上部工関係	15－3	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1 径間当り 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当り両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当り 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m に 1 箇所測定する。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁、上・下部工及び重要構造物である内空面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。
			床版の幅 b	±30			
			床版の厚さ t	－10 ～ ＋20			
			鉄筋の有効高さ	±10	1 径間当り 3 断面（両端及び中央）測定する。 1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
			鉄筋のかぶり	設計値以上			
			鉄筋間隔	±20	1 径間当り 3 箇所（両端及び中央）測定する。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2m の範囲を測定する。		
				±10 （有孔高さが マイナスの場合）			

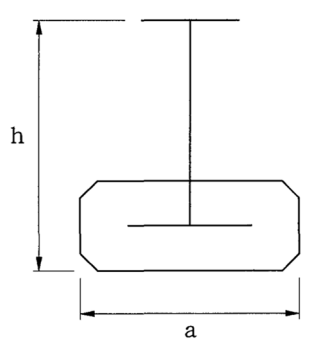
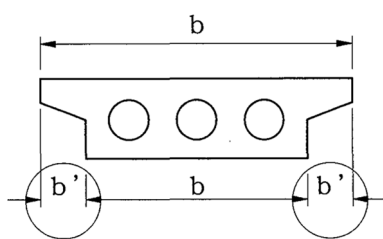
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					コンクリート橋	鋼 橋			
15 橋梁上部工関係	15－4	支 承 工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		±5		支 承 全 数 を 測 定 す る 。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合は水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
			可動支承の移動可能量 注 2)		設計移動量以上				
			支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋			
					±5	±（4+0.5×（B－2））			
			水 平 度	橋軸方向	1/100				
				橋軸直角方向					
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
	可動支承の機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上						
	15－5	支 承 工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)		±5		支 承 全 数 を 測 定 す る 。 B：支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
			可動支承の移動可能量 注 2)		設計移動量以上				
			支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋			
					±5	±（4+0.5×（B－2））			
			水 平 度	橋軸方向	1/300				
				橋軸直角方向					
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
可動支承の機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上							

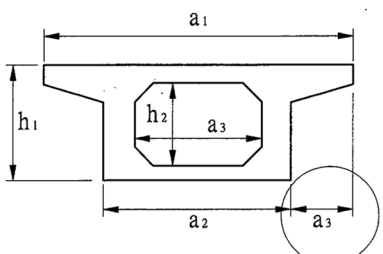
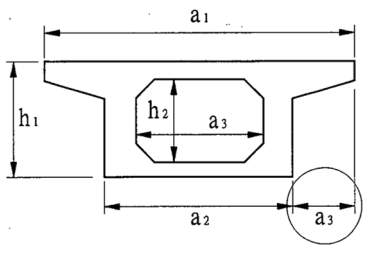
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 橋梁上部工関係	15-6	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	据付け高さ		±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下		
			表面の凹凸		3			
			仕上げ高さ		舗装面に対し 0 ~ +3			
	15-7	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
				橋軸方向各点誤差の相対差	3			
			表面の凹凸		3			
			歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
			歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁		±2			
			歯咬み合い部の横方向間隔W ₂		±5			
			仕上げ高さ		舗装面に対し 0 ~ -2			
	15-8	地覆工 面壁工	地覆の幅 b		-10 ~ +20	1 径間当り両端と中央部の3箇所測定する。		
			地覆の高さ t		-10 ~ +20			
			有効幅員W		0 ~ +30			

	番号	工 種	区分	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 橋梁上部工関係	15-9	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工		天端幅 W1	-5 ~ +10	1 径間当り両端と中央部の 3 箇所測定する。		
				地覆の幅 W2	-10 ~ +20			
				高さ h1	-20 ~ +30			
				高さ h2	-10 ~ +20			
				有効幅員 W3	0 ~ +30			
16 コンクリート橋上部工関係	16-1	プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 W (m)	±2 W ≤ 0.5	各支点及び各支間中央付近を測定する。	 I形プレートガーター	
				腹板高 h (m)	±3 0.5 < W ≤ 1.0 ±4 1.0 < W ≤ 2.0 ± (3 + W/2) ... 2.0 < W			
				フランジの直角度 δ (mm)	W/200			
			仮 組 立 時	部材長 ℓ (m)	±3 ±4 ℓ ≤ 10 ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定する。		
				主げたのそり	-5 ~ +5 -5 ~ +10 L ≤ 20 20 < L ≤ 40	各主げたについて 10~12m 間隔を測定。		

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 コンクリート橋上部工関係	16-2	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1,000$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行する JIS に 基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
			断面の外形寸法	± 5			
			橋桁のそり δ_1	± 8			
			横方向の曲がり δ_2	± 10			
	16-3	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots\dots L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1,000 \dots\dots L > 10\text{m}$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行する JIS に 基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
			断面の外形寸法	± 5			
			橋桁のそり δ_1	± 8			
			横方向の曲がり δ_2	± 10			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 コンクリート橋上部工関係	16-4	ポストテンション T(I)桁製作工	幅(上) a_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト ッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中 央部の3箇所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行する JIS に 基づく試験成績表に替えることが できる。 ℓ : 支間長 (m)		注) 新設のコン クリート構造物(橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面積25㎡ 以上のボックスカ ルバート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外))の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、「非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状態及び かぶり測定要領」 も併せて適用する
			幅(下) a_2	±5			
			高さ h	+10 -5			
			桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30 mm以内			
			横方向、最大タワミ	0.8 ℓ			
	16-5	プレキャストブロック 購入工	桁長 ℓ	—	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法 表示箇所で測定。		
			断面の外形寸法	—			
	16-6	プレキャストブロック 桁組立工	桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30 mm以内	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレスト ッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中 央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
			横方向、最大タワミ	0.8 ℓ			

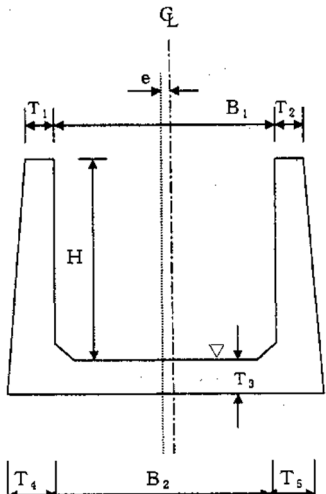
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 コンクリート橋上部工関係	16-7	プレビーム桁製作工	幅 a	± 5	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
			高さ h	± 10 -5			
			桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30 mm以内			
			横方向、最大タワミ	0.8ℓ			
	16-8	P Cホロースラブ製作工 R C場所打ホロースラブ製作工 P C版桁製作工	基準高▽	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは、1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、15-3床版工に準ずる ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
			幅 b	$-5 \sim +30$			
			厚さ t	$-10 \sim +20$			
			桁長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30 以内			

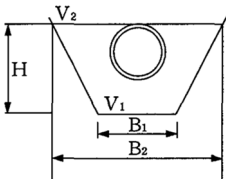
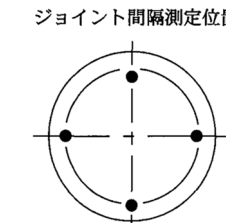
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 コンクリート橋上部工関係	16-9	P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定する。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、15-3 床版工に準ずる ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
			幅（上） a_1	$-5 \sim +30$			
			幅（下） a_2	$-5 \sim +30$			
			内空幅 a_3	± 5			
			高 さ h_1	$+10$ -5			
			内空高さ h_2	$+10$ -5			
			桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30 内			
16 コンクリート橋上部工関係	16-10	P C押し箱桁製作工	幅（上） a_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、15-3 床版工に準ずる ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
			幅（下） a_2	$-5 \sim +30$			
			内空幅 a_3	± 5			
			高 さ h_1	$+10$ -5			
			内空高さ h_2	$+10$ -5			
			桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30 以内			

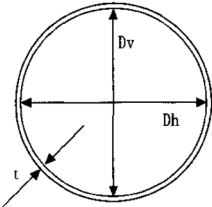
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
16 コンクリート橋上部工関係	16-11	クレーン架設工 架設桁架設工 架設支保工 移動支保工 片持架設工 押出し架設工	全長・支間		—	各桁毎に全数測定する。		
			けたの中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定する。		
			そり		—	主げたを全数測定する。		
	17 植栽工	植栽工	樹木の寸法	高木 H=3.0m以上	幹周 指定値の+20% 樹高 指定値の上限 +1000mmの範囲内	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度（樹種別） 100本未満は10本に1本 ただし最低5本 100本以上は20本に1本		現場搬入時に全数外観検査する。
				中低木 H=3.0m未満	樹 高 指定値の+200mm 葉張り 指定値の+20%	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度（樹種別） 100本に1本の割合で検査		
			植付断面		指定値の±10%以内	1樹種50本毎に1回測定 植穴径、植穴深さを測定		
			支柱材料等囲い (冬囲い・風囲い)		支柱材 末口・元口・径 —5mm 長さ —50mm	現場搬入時に抜取り検査 検査頻度 100組未満 10組に1組 ただし最低5組 100組以上 20組に1組		

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17 植栽工	17-1	植栽工	土壌調査 (pH 測定)	指定値の±0.5	土壌改良施工後2週間程度経た時点で樹木検査頻度と同じ回数で土壌を採取し、kcl法、H ₂ O法又は、浸出方法により測定する。		
18 防雪林工	18-1	防雪林工	苗木の寸法	指定値の 樹 高 +200 mm 葉張り +20%	現場搬入時に全数外観検査する。		
			施工幅、延長	±20cm 以内	施工箇所毎に林帯幅、延長を測定		出来形平面図を作成する。縮尺は適宜。
			盛土厚さ (盛土工)	指定値の -10%以内	延長50m 毎に3点測定 右、左、中央の各1点		
			植付断面	指定値の ±10%以内	1樹種50本毎に1回測定 植穴深さを測定		
			植付本数		全植え付け本数を測定		
			間隔	苗・列間隔 ±20cm	列間隔(林帯幅方向測定) 50mに1回 苗間隔(林帯延長方向測定) 100mに2箇所 1箇所10mの間隔を測定		

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
18 防雪林工	18－1	防雪林工	土壌調査 （pH 測定）	指定値の ±0.5 以内	土壌改良施工後 2 週間程度経た時点で 原則として 500 m ² 及び 500 m ² に 1 回地 表から 15cm の土壌を 3 箇所から各々 等量採取し、k c l 法、H ₂ O 法又は、 浸透方法により測定する。		
			活着歩一合	枯損率 15%以内 ただし、枯補償の対象 になる場合は、基準の 対象外となる。	施工箇所枯損原因別に枯損数を測定 する。 （樹種別）		
19 附帯施設関係	19－1	橋梁橋台、取水口、落差工、 放水工、暗渠工と同種の構造 物	中心線のずれ	直線部、曲線部±20			
			基準高▽	±20			
			長さ又は間隔	指定された寸法の－1% 又は－20 を限度			
			高さ				
			幅				
			厚さ	100 未満 －5 100～300 未満 －7 300 以上 －10			
			流水に接する面の目 違い	5			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
20 排水路関係	20ー1	排水路 (ライニング水路、連節ブロック、 コンクリートマット) ※(コンクリートブロック積)	中心線のずれ	直線部 50 曲線部 100	施工延長 100m に 1 箇所、最少 3 箇所		
			基準高▽ (左右)	±50	各測点毎に測定 (測点間隔は 50m を原則とする。)		
			内幅 (上下)	－75 ※ (－40)			
			法長	－100	施工延長 150m に 1 箇所、20m 区間 (最少 2 箇所)		
			施工延長	－0.1%			
21 用水路関係 (コンクリート・ブロック水路)	21ー1	アンダードレーン	幅	設計値以上	各測点毎に測定 (測点間隔は 50m を原則とする。) 情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用 ガイドライン」によること。		スパン長さ の標準を 9m とした
			厚さ	－30			
		基礎砂利	幅	設計値以上			
			厚さ	－30			
		開水路 (現場打) 底版	基準高▽ (V)	±30			
			厚さ (T)	－20			
			幅 (B)	－25			
			高さ (H)	－25			
			中心線のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100			
			施工延長 (L)	－0.1% ただし延長 150m 未満 -150			
			スパン長	直線部 ±20 曲線部 ±30			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 管水路関係	22-1	管体基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 4 年 3 月）」によること。		延長は管種、管径別に測定
			幅	－100			
			厚さ	－10%以内			
		管体 (強化プラスチック複合管、ダクタイル鋳鉄管、P C 管、R C 管)	中心線のずれ	直線部・曲線部 100			ジョイント間隔測定位置
			基準高▽	±30			
			弁類等位置	直線部・曲線部 100			
			接合間隔	別表ア～ウによる	ジョイント間隔については 1 本毎に測定		
			延長	－0.1%ただし延長 200m 未満 ー200			
		管体 (鋼管)	中心線のずれ	±45	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定		
			基準高▽	±30			
			延長	－0.1%ただし延長 200m 未満 ー200			
		管体 (硬質塩化ビニール管)	中心線のずれ	±120	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定		
			基準高▽	±50			
			延長	－0.1%ただし延長 200m 未満 ー200			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 管水路関係	22-1	管体 (強化プラスチック複合管、 ダクタイル鋳鉄管、鋼管)	たわみ率	±5%	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の 割で測定 上記未満は 2 箇所測定 測定は定尺管の中央部とする測定時 期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻 時及び埋戻完了時とする。 (測点間隔は 50m を原則とする。)	 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚	管径 900 mm 以上に適用する。 矢板施工の場合は管据付時、 矢板引抜き時 及び埋戻完了 時に測定する。

別表ーア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）ジョイント間隔規格値

（単位：mm）

J I S A 5372 R C管 (B 形管)					J I S A 5372 R C管 (NB 形管)		
呼び径 (mm)	管理基準値		(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値	
			良質地盤	軟弱地盤			
150	+13	0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	
200	+13	0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	
250	+13	0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0	
300	+12	0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0	
350	+12	0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0	
400	+14	0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0	
450	+14	0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0	
500	+14	0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0	
600	+15	0	+23 0	+13 0	+19 0	+29 0	
700	+14	0	+21 0	+12 0	+19 0	+29 0	
800	+16	0	+24 0	+13 0	+19 0	+29 0	
900	+17	0	+26 0	+13 0	+19 0	+29 0	
1,000	+21	0	+32 0	+18 0			
1,100	+22	0	+33 0	+19 0			
1,200	+23	0	+35 0	+21 0			
1,350	+24	0	+37 0	+22 0			

- 注) 1. 管理規格値は、接合時の値であり、4箇所 の平均値である。
 2. (参考) 規格値は、埋戻後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所 でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。
 また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上 に適用する。
 4. 規格値及び管理基準値は別図に示す位置を測定するものとする。

別表ーア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）ジョイント間隔規格値

（単位：mm）

J I S A 5372 RC管 (NC 型管)			
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値
1,500	5	+24 +5	+33 +5
1,650	5	+24 +5	+33 +5
1,800	5	+24 +5	+33 +5
2,000	5	+24 +5	+33 +5
2,200	5	+24 +5	+33 +5
2,400	5	+27 +5	+38 +5
2,600	5	+27 +5	+38 +5
2,800	5	+27 +5	+38 +5
3,000	5	+27 +5	+38 +5

- 注) 1. 管理規格値は、接合時の値であり、4箇所 の平均値である。
2. (参考) 規格値は、埋戻後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所 でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上 に適用する。
4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は別図に示す位置を測定するものとする。

別表ーア 管水路ジョイント間隔規格値

(コンクリート二次製品)

(単位:mm)

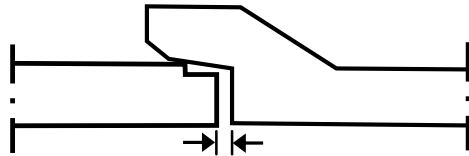
J I S A 5372 P C 管 (参考)			
呼び径 (mm)	標準値	管理規格値	(参考) 規格値
150	—	—	—
200	—	—	—
250	—	—	—
300	—	—	—
350	—	—	—
400	—	—	—
450	—	—	—
500	8	+8 -3	+16 -5
600	10	+9 -5	+18 -7
700	10	+9 -5	+18 -7
800	10	+9 -5	+18 -7
900	10	+9 -5	+18 -7
1,000	12	+10 -7	+21 -9
1,100	12	+10 -7	+21 -9
1,200	12	+10 -7	+21 -9
1,350	12	+10 -7	+21 -9
1,500	14	+12 -9	+24 -11
1,650	14	+12 -9	+24 -11
1,800	14	+12 -9	+24 -11
2,000	14	+12 -9	+24 -11
※ 2,100	15	+11 -10	+23 -12
※ 2,200	15	+11 -10	+23 -12
※ 2,300	15	+11 -10	+23 -12
※ 2,400	15	+11 -10	+23 -12

- 注) 1. ※の呼び径は、JIS の規格外であり参考値である。
 2. 管理規格値は、接合時の値であり、4 箇所の平均値である。
 3. (参考) 規格値は、埋戻後の値であり、原則として 4 箇所のうち 1 箇所でもこの値を超えてはならない。
 4. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下の場合は、管の外から確認してもよい。
 また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm 以上に適用する。

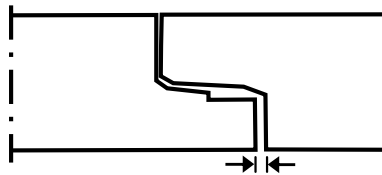
〈参考〉ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

1) 内面から計測する場合。

B型及びNB型



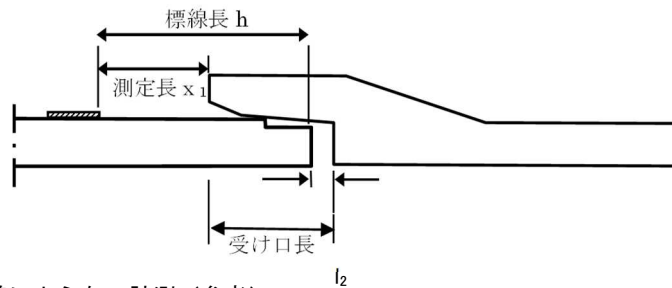
NC型



2) 外面から計測する場合

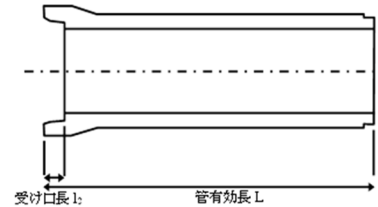
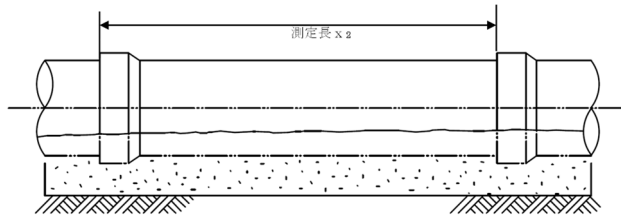
(1) 標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 －（標線長 h －測定長 x_1 ）



(2) 標線によらない計測（参考）

ジョイント間隔＝受け口長 l_2 －（管有効長 L －測定長 x_2 ）

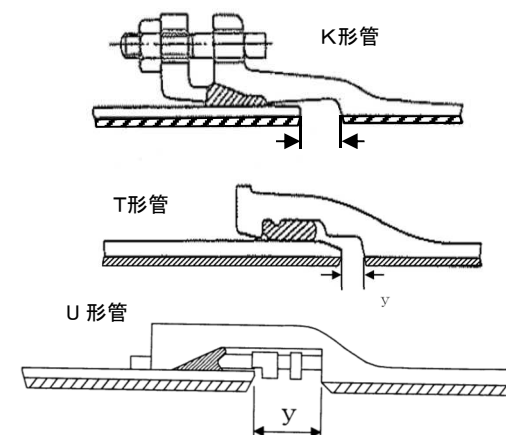


別表ーイ 管路ジョイント間隔規格値（ダクタイル鋳鉄管）

（単位：mm）

規格	JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027		JIS G5526・5527 及び JDA G 1027・1029				JIS G5526・5527 及び JDA G 1029			
	K形		T形（直管）		T形（異形管）		U形			
呼び径（mm）	管理規格値	（参考）規格値	管理規格値	（参考）規格値	管理規格値	（参考）規格値	標準値	管理規格値	（参考）規格値	
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0	+11 0	+11 0	—	—	—	—
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0	+11 0	+11 0	—	—	—	—
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0	+11 0	+11 0	—	—	—	—
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0	+10 0	+10 0	—	—	—	—
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0	+10 0	+10 0	—	—	—	—
300	+22 0	+19 0	+16 0	+24 0	—	—	—	—	—	—
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0	—	—	—	—	—	—
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0	—	—	—	—	—	—
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0	—	—	—	—	—	—
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0	—	—	—	—	—	—
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0	—	—	—	—	—	—
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0	—	—	105	+23 -5	+32 -5	
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0	—	—	105	+23 -5	+32 -5	
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0	—	—	105	+23 -5	+32 -5	
1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0	—	—	105	+23 -5	+33 -5	
1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0	—	—	105	+23 -5	+33 -5	
1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0	—	—	105	+23 -5	+33 -5	
1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0	—	—	105	+23 -5	+35 -5	
1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0	—	—	105	+23 -5	+35 -5	
1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0	—	—	115	+24 -5	+33 -5	
1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0	—	—	115	+24 -5	+33 -5	
1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0	—	—	115	+24 -5	+33 -5	
2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0	—	—	115	+24 -5	+36 -5	
2,100	+25 0	+55 0	—	—	—	—	115	+24 -5	+36 -5	
2,200	+25 0	+55 0	—	—	—	—	115	+24 -5	+36 -5	
2,400	+25 0	+60 0	—	—	—	—	115	+24 -5	+36 -5	
2,600	+25 0	+70 0	—	—	—	—	130	+24 -5	+36 -5	

- 注）1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. （参考）規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
4. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。
yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
5. JDA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2000、K形：300～2600
6. JDA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
・ T形及びT形用継ぎ輪：250～700、U形：800～2600
7. JDA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。
8. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。

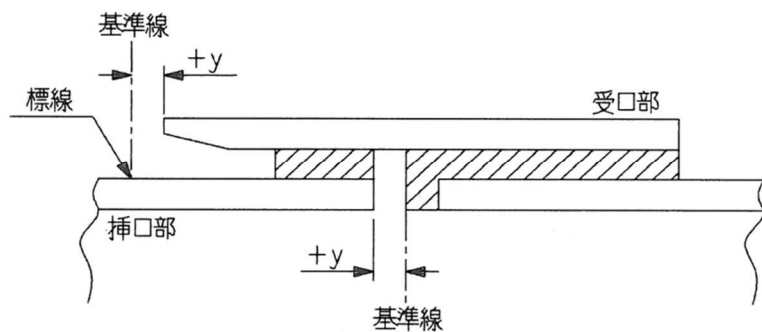


別表ーウ 管水路ジョイント間隔規格値（強化プラスチック複合管）（単位：mm）

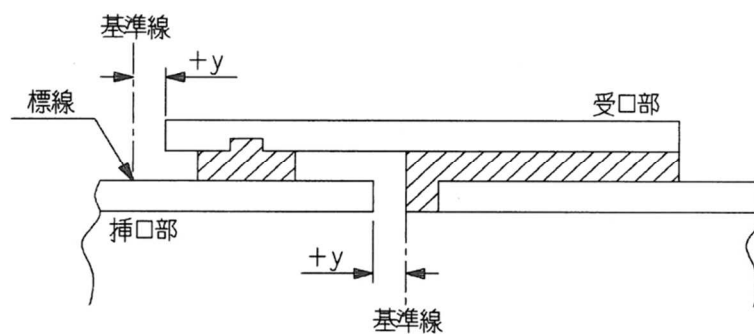
呼び径（mm）	JIS A 5350				
	B形、C型及びT形				
	標準値	管理基準値	（参考）規格値		
			良質地盤		軟弱地盤
200	0	+10 0	+ 33 0		+22 0
250	0	+10 0	+ 33 0		+22 0
300	0	+10 0	+ 38 0		+25 0
350	0	+10 0	+ 38 0		+25 0
400	0	+10 0	+ 43 0		+28 0
450	0	+10 0	+ 43 0		+28 0
500	0	+15 0	+ 53 0		+35 0
600	0	+15 0	+ 53 0		+35 0
700	0	+15 0	+ 53 0		+35 0
800	0	+15 0	+ 53 0		+35 0
900	0	+15 0	+ 53 0		+35 0
1,000	0	+20 0	+ 53 0		+35 0
1,100	0	+20 0	+ 53 0		+35 0
1,200	0	+20 0	+ 53 0		+35 0
1,350	0	+20 0	+ 53 0		+35 0
1,500	0	+20 0	+ 53 0		+35 0
1,650	0	+25 0	+ 80 0		+53 0
1,800	0	+25 0	+ 80 0		+53 0
2,000	0	+25 0	+ 95 0		+63 0
2,200	0	+25 0	+ 95 0		+63 0
2,400	0	+25 0	+113 0		+75 0
2,600	0	+25 0	+113 0		+75 0
2,800	0	+25 0	+128 0		+85 0
3,000	0	+25 0	+128 0		+85 0

- 注）1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. （参考）規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所 でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。
 また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上 に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表面、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 継手部の標準断面は、右図のとおりであり、標準値は、図の寸法 yである。なお、基準線に対して抜け出し側を（+）とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

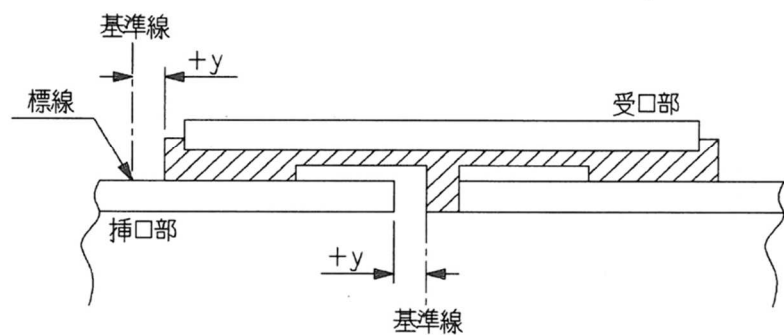
B形

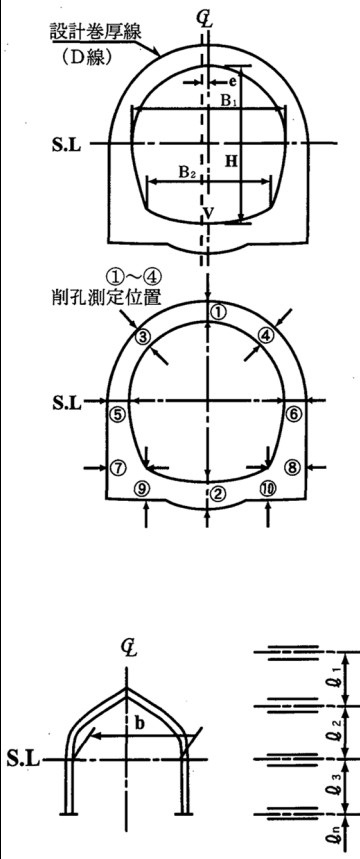


T形

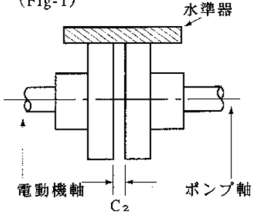
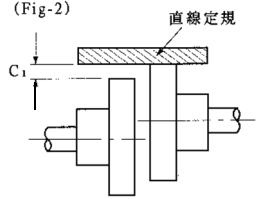


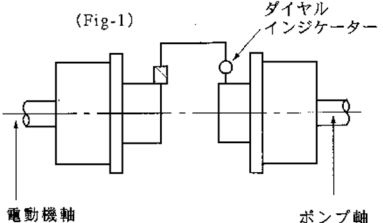
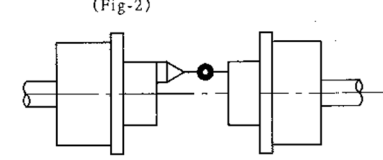
C形



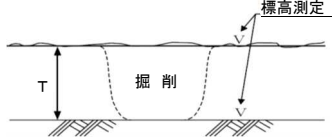
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
23 トンネル関係	23-1	水路トンネル	基準高▽	±50	1. 基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割で測定する。 2. 巻厚 ・コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 ・コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面（施工継目）において図に示す①～⑩の各点で測定する。 ・削孔（抜き取りコア）による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のずれ ・直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割で測定する。 4. 支保工間隔、幅は全基数について測定する。支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。		
			厚さ	設計厚に対し- 0			
			幅	- 40			
			高さ	- 40			
			中心線のずれ	直線 100			
				曲線 150			
			施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150			
			支保工間隔	±75			
			支保工幅	Bタイプ - 0 C、Dタイプ - 40			

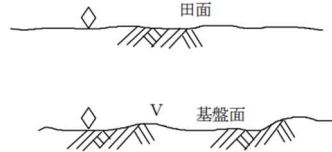
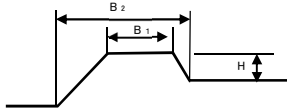
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
24 グラウト関係	24-1	グラウト	深度	設計値以上	全数		
			孔配置のずれ	±100	ボーリング孔毎		現場条件により監督職員が変更指示したものは除く。
25 農用地造成	25-1	農用地造成 (山成工、改良山成工)	施工面積	1 面積 (1 団地あたり) -0.5%	施工全区域を測量する(2 次施工以降で確定測量平面図があり、これと同一区域の場合は省略する)		光波測定による倍面積計算簿を提出する。
		農用地造成 (")	耕起深 砕土深	指定深さの±10%	ha 当り 2 点を測定する。ただし 1 木場 0.5ha 未満の場合は 1 木場 1 点を測定する。		
		農用地造成 (")	心土破碎深	指定深さの±10%	ha 当り 1 点を測定する。ただし 1 木場 0.5ha 未満の場合は 1 木場 1 点を測定する。		
		農用地造成 (")	土壌改良 (pH 測定)	指定値の±0.5	散布後 2 週間を経た時点において原則として 5ha に 1 点につき地表から 15cm の土壌を付近 3 ヶ所から各々等量採取し、よく混合してガラス電極法により PH を測定する。		
		農用地造成 (改良山成工)	基準高	指定高さの±300	40m 方格で測定する。		
		法先仕上工 (改良山成工)	現場密度	最大乾燥密度の 85%	盛土 1,000 m ³ に一回測定する。		

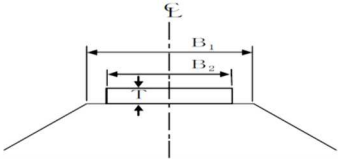
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
25 農用地造成	25-1	石礫除去	施工面積	1 面積 (1 団地あたり) -0.5%	施工全区域を測定する(前工程で確定測量平面図があり、これと同一区域の場合は省略する。)		光波測定による倍面積計算簿を提出する
			作業深	作業深の 90%以上の測定値が測定総数(箇所)の 85%以上で、かつ作業深の 80%以上の測定値が測定総数の 95%以上であること。	ha 当たり 2 点を測定する。		
			堆積量		堆積埋設断面変化毎に堆積断面を測定し堆積箇所毎に容積を算定する。		
			ほ場の残礫量		ha 当たり 5 点を測定する。 測定は縦 1.0m×横 1.0m×除礫層深の除礫を調査する。		
26 揚排水機	26-1	揚排水機 主ポンプの据付精度	横軸ポンプの偏心、 平行誤差 (1) フレキシブル、 カップリング	5/100 mm以下	① C_2なる間隙を円周上、上下、左右、4 カ所で測定しすべての点においてこれらの値の差が規格以下である。 ② C_1の間隙も有線定期を Fig-2 のように当てて、上記と同様に測定しその値が規格値以内であること。	(Fig-1)  (Fig-2) 	

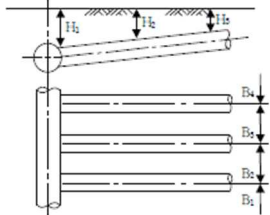
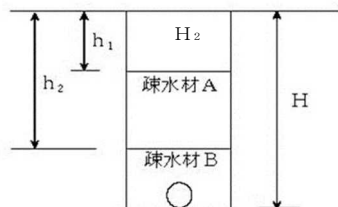
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
26 揚排水機	26-1	揚排水機 主ポンプの据付精度	(2) リジット、カップリング	3/100 mm以下 (ただしダイヤルの読みで5/100 mm以内)	①ダイヤルインジケータースタンドと電動機側に取り付けポンプ軸を廻して、面振れと、心振れ共円周4等分位置を測定する。 ②次に電動機を廻してポンプと電動機の偏心と平行狂いを測定する。 ③測定は繰返3回以上行なうこと。	(Fig-1)  電動機軸 ダイヤルインジケータースタンド ポンプ軸 (Fig-2) 	
		立軸ポンプの偏心誤差	鉛直に対する傾斜 1/10,000 以下				
		天井クレーンの据付精度	走行用レール径間	±10 mm以内	両端それぞれ1点 中央部3点の計5点と測定する。		
			走行用レールの傾斜	5/10,000 以内	レール方向に数点測定し、レール勾配を測定する。(両側の測定位置は同一とする)		
			ガーターの傾斜	5/10,000	ガーターの支間を5点測定する。		
			絶縁抵抗	0.5Mオーム以上	配線と大地間において測定する。		
		水門扉 据付精度	戸当り	±5 mm以下			引上式水門の戸当りは、下広がりとは絶対あってはならない。
			門扉	水密部 ±2 mm 上記以外 ±4 mm			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
26 揚排水機	26-1	工場仮組立検査	各部寸法許容差	$\varepsilon = \varepsilon_0 / 2 (1 + 1/10)$ mm以内 ただし、 ± 20 mmを超えないこと。 ここに ε_0 : 長さ 10 mm の場合の 標準許容差 (mm) L : 部材又は部分長 (m) また ε_0 の値は以下の とおり。 幅、高さ等の一般寸法 ± 8 mm 中心間距離 ± 6 mm 水密に関係ある寸法 ± 4 mm	測定箇所は重要度に応じて測定位置を設け計測する。		仮組時の管理基準である。
			各部ひずみ許容量	①水密面、ローラ当り面などの主要箇所の曲り 一般構造部 ± 3 mm/10m 機械仕上部 ± 1.5 mm/10m ②全長に対する曲り 一般構造部 1/1,000 機械仕上部 1/2,000			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
27 客土	27-1	客土 土取場	採土量	+10% -3%	1. 全体の間時と最終時に確認する。 ※小規模（10,000 m ³ 未満）の場合は、 最終時のみとする。 2. 地山状態における単位容積質量を搬 入前に1回実施する。 （土質等に変化があった場合は、その 都度実施。）		
		堆積	堆積量	-3%	各測点毎に堆積断面図各寸法を測 定する。 （測定間は20mを原則とする）堆 積箇所毎に堆積時の単位容積量を 測定する。		
		散布ほ場	散布・面積	1 面積 （1 団地あたり） -0.5%	散布ほ場全面積を測量する。		光波測定による倍面積計算簿を提出する。 農用地造成の出来形確定測量平面図と同一区域の場合は省略することができる。
			配置	配置列台数を測定する。			
28 ほ場整備	28-1	表土扱い	厚さ T	-20%	10a 当たり3点以上。 （標高測定又はつぼ掘）		つぼ掘による確認は5点（ほ場4隅＋中央）以上。

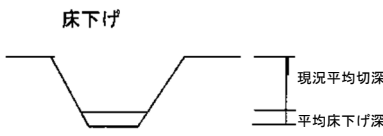
	番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
28 ほ場整備	28－1	基盤造成 表土整地	基準高 V		±150 mm		10a 当たり 3 点以上。 (標高測定) ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。		
			均平度 ◇		±50 mm				
	基盤造成 表土整地 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 出来形測定箇所は、ほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。出来形測定密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 なお、施工履歴データの場合は、日当たりの施工範囲について3点以上の点で設計面との標高較差を算出する。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする、規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	平場			
		標高較差	±50	±150					
	畦畔復旧	幅 B	－50 mm		延長 200m 毎に 1 箇所。 上記未满是、1 箇所。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。				
		高さ H	－50 mm						

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
28 ほ場整備	28-1	道路工（砂利道）	幅 B	-150 mm	延長 200m 毎に 1 箇所。 上記未满是、1 箇所。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。		
			厚さ T	-45 mm			
			施工延長	-0.2% 200m 未满是 -400 mm			
		施工面積	施工面積	全体 +0.45% -0.35%			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
29 暗渠排水	29-1	暗渠排水 吸水渠	施工延長	-1000	各渠毎に測定する。測定は、吸水渠は半数以上、集水渠・連絡渠は全線とする。	【水田・汎用田】  	1. 掘削深は、規格値内であつてはならない。規格値は、施工計画の掘削深と対比する。 2. 情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。
			吸水渠間隔	±750	任意の場所で1点を測定。測定は、ほ場配線数の1/4以上とする。		
			疎水材の高さ 掘削深	±50	1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。また、集水渠に接続する吸水渠については下流の測定を省略できる。 【水田・汎用田】 測定は半数以上。ただし、監督職員との協議により1/4以上とすることができる。 【畑・牧草畑】 測定は半数以上。		
		集水渠 連絡渠	施工延長	-1000	各渠ごとに測定する。測定は全線とする。		
			掘削深	±50	1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。		

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
29 暗渠排水	29-1	暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (断面管理の場合)	布設標高較差 (H)	+75	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を断面管理で実施する場合に適用する。 2. 上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。		
			中心線ズレ (e)	±375			
			水平方向延長 (L)	-0.2% ただし延長 500m 以下 1,000			
		暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (面管理の場合)	“各管理ブロックの標高較差”の路線内平均	±100	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 出来形測定は天端面（掘削の場合は平場面）と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標		
			“各管理ブロックの標高較差”の路線内最大値	+150			
			“各管理ブロックの標高較差”の路線内最小値	-150			
			不良判定ブロック数	0			

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					高方向に±50mm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

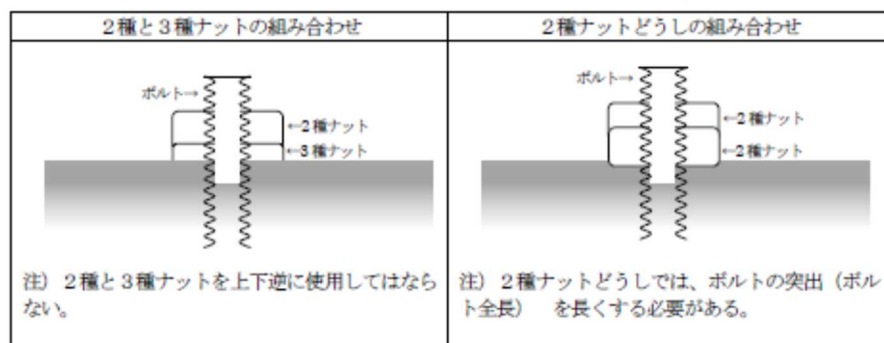
	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
29 暗 渠 排 水	29-1	付帯明渠 補水渠	延長	－500	全延長を測定する。		
			基準高	±100	延長 50m毎に測定。ただし、最低 3ヶ所（起点、中間、終点）測定。		
			数幅	±100	起点・中間・終点の3箇所を測定		
			掘削深	新掘の場合、平均深 さの±10%	起点・中間・終点の3箇所を測定		基準高が明示 されていない 場合に適用
30 防 災 林	30-1	防災林	施工面積	平面測量の閉合誤差は 1/1,000 以内とする。	林班別に施工面積を測量する。		調査時期 8 月
			植付本数		林班別に全植付本数を測定する。		
			間隔	苗間 ±20 cm以内	列間苗間		
			活着歩合	枯損率 15%以内。 ただし、天災獣害による 枯損は、本基準の対象外 とする。	各林班枯損原因別に枯損数を測定 する。（樹種別）		
			掘削断面	±10%以内	50m 毎に測定する。		
			延長	±500 以内	全延長を測定する。		
			墜落缶	±50cm 以内	設置位置を測定する。		

	番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
31 雑用水施設	31-1	雑用水施設（管路）	基準高▽	±50	各測点毎に測定する。 （測定間は 50m を原則とする）		
			中心線	120			
			延長	-0.1%ただし 延長 200m 未満 -200	延長は管種・管径別に測定する。		
			弁類位置	±120 以内			

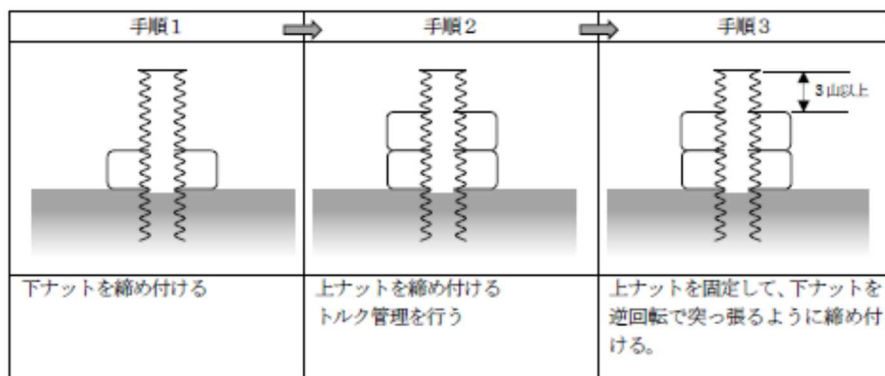
参 考 資 料

ダブルナット（アンカーボルト）の施工について

- (1) ダブルナットは、振動に対する緩み止めとして、二つのナットを使用してロックする一般的な方法である。
- (2) ナットには、1種（片面取り形）、2種（両面取り形）及び3種（両面取りの薄形）があり、ダブルナットでは2種又は3種ナットを組み合わせて使用する。
- (3) ナットの組み合わせは下図のとおりであり、2種ナットどうしの組み合わせを採用する例が多い。



- (4) ダブルナットでは、軸力を受けるのは上ナットになることから、上ナットのトルク管理をしっかり行い締め付けるものとする。なお、3種ナット（厚さが薄いナット）を上ナットに使用してはならない。
- (5) ナットの締め付けは、次の手順で行わなければならない。特に手順3の作業を行わなければならないダブルナットの機能が発揮されないので、適切に施工管理を行うものとする。



- (6) 上ナットのボルト先端は、ナットの外に3山以上出るようにしなければならない。

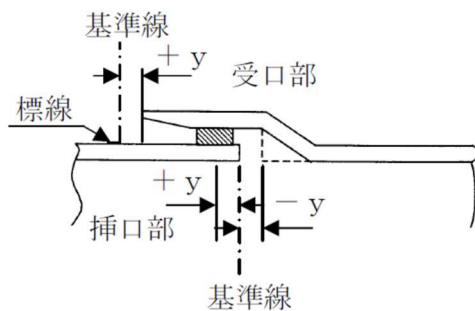
・管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

強化プラスチック複合管について、現在生産中止となっている配管材に係るジョイント間隔管理基準値を以下に示すので、機能診断業務等の参考にされたい。

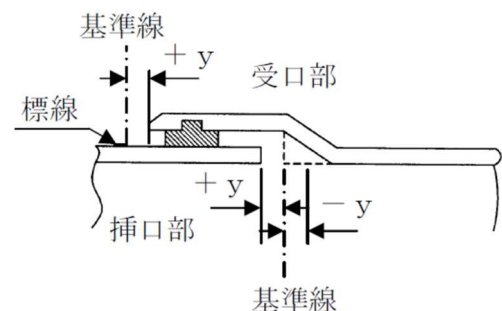
(単位：mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5350			
	B形及びT形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
			良質地盤	軟弱地盤
200	0	+10 - 5 (0)	+ 33 - 33 (0)	+22 -22 (0)
250	0	+10 - 5 (0)	+ 33 - 33 (0)	+22 -22 (0)
300	0	+10 - 5 (0)	+ 38 - 38 (0)	+25 -25 (0)
350	0	+10 - 5 (0)	+ 38 - 38 (0)	+25 -25 (0)
400	0	+10 - 5 (0)	+ 43 - 43 (0)	+28 -28 (0)
450	0	+10 - 5 (0)	+ 43 - 43 (0)	+28 -28 (0)
500	0	+15 -10 (0)	+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
600	0	+15 -10 (0)	+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
700	0	+15 -10 (0)	+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
800	0	+15 -10 (0)	+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
900	0	+15 -10 (0)	+ 53 - 52 (0)	+35 -34 (0)
1,000	0	+20 -15 (0)	+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,100	0	+20 -15 (0)	+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,200	0	+20 -15 (0)	+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,350	0	+20 -15 (0)	+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,500	0	+20 -15 (0)	+ 53 - 51 (0)	+35 -33 (0)
1,650	0	+25 -20 (0)	+ 80 - 77 (0)	+53 -50 (0)
1,800	0	+25 -20 (0)	+ 80 - 77 (0)	+53 -50 (0)
2,000	0	+25 -20 (0)	+ 95 - 92 (0)	+63 -60 (0)
2,200	0	+25 -20 (0)	+ 95 - 92 (0)	+63 -60 (0)
2,400	0	+25 -20 (0)	+113 -110 (0)	+75 -72 (0)
2,600	0	+25 -20 (0)	+113 -110 (0)	+75 -72 (0)
2,800	0	+25 -20 (0)	+128 -125 (0)	+85 -82 (0)
3,000	0	+25 -20 (0)	+128 -125 (0)	+85 -82 (0)

B形



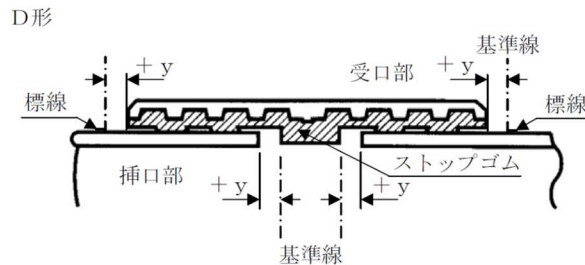
T形



(単位：mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5350				
	D形				
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値		
			良質地盤	軟弱地盤	
200	0	+ 5 0	+25 -3	+15 -3	
250	0	+ 5 0	+25 -3	+15 -3	
300	0	+ 5 0	+25 -3	+15 -3	
350	0	+ 5 0	+25 -3	+15 -3	
400	0	+ 5 0	+35 -3	+25 -3	
450	0	+ 5 0	+35 -3	+25 -3	
500	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	
600	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	
700	0	+15 0	+35 -3	+25 -3	
800	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
900	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
1,000	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
1,100	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
1,200	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
1,350	0	+20 0	+40 -5	+30 -5	
1,500	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	
1,650	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	
1,800	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	
2,000	0	+25 0	+45 -5	+35 -5	
2,200	0	+30 0	+50 -5	+40 -5	
2,400	0	+30 0	+50 -5	+40 -5	

- 注) 1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. (参考) 規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所 のうち1箇所 でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下 の場合は、管の外から確認してもよい。
 また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上 に適用する。
 なお、「埋戻し後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表面、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻し完了時点とする。
 4. 継手部の標準断面は、右図のとおりであり、標準値は、図の寸法 y である。なお、基準線に対して抜け出し側を (+)、入り込み側を (-) とする。また、管理基準値等のうち () 内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
 5. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。



※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。
 なお、その場合受口側の値を0とする。

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下、砂利 35%以下 舗装コンクリートは 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下		工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材 料	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光 X 線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 JC	懸濁物質の量：2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書 JC	塩化物イオン量：200mg/L 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	製造（フランク）		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15 kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175 k g /m ³ 、40mmの場合は165 k g /m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値差±1.0cm	・荷卸し時または、工事出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ1…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	その他	寒中コンクリート 寒中コンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装 コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め中間・完了時		3回以上	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装囲い内の温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内2箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時にアジデータ全車について測定し、レディミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する。 現場受入れ時に、アジデータ全車について、コンクリート温度を測定する。	仕様書による	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で完成時に地中、水中にある部位については完成前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材 料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施 工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材 料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施 工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4. プレキャストコンクリート製品(その他)	材 料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制0.03kg/m ³ 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
	そ 他		コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
4. プレキャストコンクリート製品（その他）	材 料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品-性能試験通則」及びJIS A 5371～5373の推奨仕様に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は、圧縮強度試験結果を提出すること。	○
		その他	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロケムスラグ 細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ 細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ 細骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ 骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ 骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上および産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂 1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
4. プレキャストコンクリート製品（その他）	材 料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			コンクリート用湿和材・化学湿和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学湿和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	
	施工	必須	製品の外觀検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
5. ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。			

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより－24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
7. 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
7. 下層路盤	材 料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の洗い試験	付5-3による	設計図書による。		様式(5)にまとめる。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定度試験	JIS A 1122	設計図書による。			

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等に よる確認
7. 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用 できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
8. 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材 料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/ℓ 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内			
	施工	必須	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
	施工	その他						

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
9. アスファルト 安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10. セメント安定処理路盤	材 料	必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
10・セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
11・ アスファルト舗装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	そ 他		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
11・ アスファルト舗装	材 料	そ の 他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プ ラ ン ト	必 須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 随時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
11・ アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
		必須	計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自己記録のデータによる。	次表による。	品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない。 (イ)第1次合格判定 個々の計量値が表1に示す合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。 (ロ)第2次合格判定 1次合格判定において、合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表2に示す合格判定値Ⅱをはずれるものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目		試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要		試験成績表等による確認			
11・ アスファルト舗装	プラント	必須	表－１ 合格判定値 Ｉ					表－２ 合格判定値 II					
			工 種	品質項目	特定項目	合格判定値 I (kg)			工 種	項 目		合格判定値 II (%)	
			アスファルト安定処理	粒度	1	2.36mm直近ホットビンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2－0.06S)			アスファルト安定処理	粒度	2.36mm直近	±13
					2	〃	〃 ±0.01×Wa×(12.2－0.06G)		石 粉 量		－F×(0.41-0.012F) 又は－($\frac{390}{W}$ +0.06F)のいずれか大きい値		
				石粉量		石粉計量値	〃 －0.01×W×F×(0.37－0.013F) 又は－4.0のいずれか大きい値				アスファルト量		－1.0
				アスファルト量		アスファルト量	〃 －0.01×W×(1.06－0.06A)		歩道舗装	石 粉 量	－F×(0.41-0.012F)		
			アスファルト量		アスファルト計 量 値	〃 －0.01×W×(1.06－0.06A)		アスファルト量		－1.0			
			歩道舗装	石粉量		石粉計量値	〃 －0.01×W×F×(0.37－0.013F)		表層基層 (中間層)	粒度	2.36mm直近	±11	
				アスファルト量		アスファルト計 量 値	〃 －0.01×W×(1.06－0.06A)			石 粉 量	+F×(0.49-0.017F) －F×(0.34-0.012F)		
			アスファルト量		アスファルト量	〃 ±0.01×W×(0.85－0.06A)		アスファルト量			±0.8		
			表層基層 (中間層)	粒度	1	2.36mm直近ホットビンまでの骨材累積計量値	〃 ±0.01×Wa×(10.3－0.06S)			(備考)			
					2	〃	〃 ±0.01×Wa×(10.3－0.06G)		1．粒度は、全骨材に対する質量百分比とし、骨材が粗骨材から計算される場合の質量百分比は、				
				石粉量		石粉計量値	〃 +0.01×W×F×(0.40－0.016F) 〃 －0.01×W×F×(0.30－0.013F)		100－ $\frac{2.36\text{mm直近ホットビンまでの累積粗骨材計量値}}{\text{骨材累積最終ビン計量値}}\times 100$ (%)				
				アスファルト量		アスファルト量	〃 ±0.01×W×(0.85－0.06A)		2．粒度の基準値は、				
			(備考)						骨材が細骨材から計量される場合：S (%)				
1．粒度1とは骨材が細骨材から計量される場合に適用する。						骨材が粗骨材から計量される場合：100－G (%)とする。							
2．粒度2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。													
3．W：1バッチの基準全計量値 (kg)													
4．Wa：1バッチの基準骨材計量値 (kg)													
5．A：現場配合におけるアスファルト配合比 (%)													
6．F：現場配合における石粉配合比 (%)													
7．S： $\frac{1バッチあたり2.36\text{mm直近ホットビンまでの基準細骨材計量値}}{Wa}\times 100$ (%)													
8．G： $\frac{1バッチあたり2.36\text{mm直近ホットビンまでの基準粗骨材計量値}}{Wa}\times 100$ (%)													

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
11・ アスファルト舗装	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視				
		そ 他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回		
12・ 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示された レディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必 須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましいい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
12・転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材、砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材、砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
12・ 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12・ 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定（コンクリート）	温度計による		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定		
13・ 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13・路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
14・表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
15・ 固 結 工	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施 工	必 須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。 泥炭地盤において、左記によりがたい場合は「泥炭性軟弱地盤対策工マニュアル（独）寒地土木研究所」による。	
16・ アンカー工	施 工	必 須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返さず開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
		そ の 他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
17・ 補強土壁工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。				○
		そ 他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。		設計図書による。		
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
18 ・ 吹付工	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 （平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
18 ・ 吹付工	材 料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製 造 （フ ラ ン ト） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必 須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
18 ・ 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭がスラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
19・現場吹付法砕工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
19 ・ 現場吹付法砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。(橋合、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程)	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値: 18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
20 ・ 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
20 ・ 道 路 土 工	材 料	そ の 他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
20 ・ 道 路 土 工	施 工	必 須		または、 「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	そ の 他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンゲルマンベーム）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			球体落下試験	付表	D=6.3cm以下	路体は1,000㎡毎に1回、路床は500㎡毎に1回主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。ただし、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は、1回以上行う。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 道路土工	施工	その他	衝撃加速度試験	付表	密度管理として用いる場合は目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は基準となる衝撃加速度以上とする。	路体は1,000㎡毎に1回、路床は500㎡毎に1回行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。ただし、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は、1回以上行う。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る。	
			衝撃加速度試験	付表	設計図書による。	路体は1,000㎡毎に1回、主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。但し、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は1回以上行う。	セメントや石灰などの固化材により改良した路体盛土の強度試験として適用することができる。	
21 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
21・ コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。 ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21. コンクリートダム	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
21 ・ コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15g/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認																																																										
22 暗渠排水	暗渠排水材料	必須	引張試験	JIS K 6761 一般用ポリエチレン管に準じたコンパウンドの性能による。																																																														
			扁平試験	1. 試験方法 試料長さ 200mm、載荷板幅 100mm、圧縮速度 10mm/分、測定温度 23℃ ±2℃（載荷板は管の中央部に置き載荷する。）で測定し、常温にて20%扁平時の荷重が300N以上であること、又このとき管に割れ、ひびが入らないこと。	仕様書による。																																																													
			圧縮荷重 吸水試験規定	1. この規定は、暗渠排水用素焼土管に適用する。 2. 管の耐圧力、及び吸水率は、北海道暗渠排水用土管標準規格による。 3. 圧縮荷重試験 （イ）管を横に置き、加圧が均一に行なえるように上下にそれぞれ厚さ25mm以上の木片及び厚さ20mmのゴム板を管の全長にわたってはさむ。 （ロ）管が吸水または吸湿していると思われる場合には105～120℃で2時間乾燥したのち放冷してから試験を行なう。 （ハ）加圧速度は毎秒10～15kgとし、管がつぶれた時の最大荷重を求める。 4. 吸水試験 （イ）管から片面が約25cm ² の表面を有するなるべく四角な試験片をとる。ただし試験片の側面はすべて破砕面となるようにする。 （ロ）試験片を105～120℃の空気浴の中で約2時間保ち、その重さをはかり乾燥重量とする。なお、秤は秤量500g、感度0.5gの上皿秤を使用する。 （ハ）この試験片を室温の水中に浸し、1時間以上煮沸したのちそのまま室温まで放冷してから試験片を水中から取り出し湿布で手早く表面の水分をふき取り、ただちにその重さをはかる。この試験片の重さを飽水重量とする。湿布は綿製、よく水を湿したのち、かたく絞ったものを使用する。 （ニ）次の式によって吸水率（％）Wを算出し、小数点以下1けたに丸める。 W＝（M [′] －M [′] ）/M [′] ×100 ここに M [′] ：試験片の乾燥重量（g） M [′] ：試験片の飽水重量（g）	北海道標準規格 <table><tr><th rowspan="2">呼径</th><th colspan="2">有効長</th><th colspan="2">内径</th><th>厚さ</th></tr><tr><th>標準寸法 L</th><th>許容差</th><th>標準寸法 D</th><th>許容差</th><th>標準寸法 t</th></tr><tr><td>6cm管</td><td>300m/m</td><td>±12m/m</td><td>60m/m</td><td>±3.0m/m</td><td>10m/m</td></tr><tr><td>9cm管</td><td>300m/m</td><td>±12m/m</td><td>90m/m</td><td>±4.5m/m</td><td>12m/m</td></tr><tr><td>12cm管</td><td>300m/m</td><td>±12m/m</td><td>120m/m</td><td>±6.0m/m</td><td>15m/m</td></tr><tr><td>15cm管</td><td>300m/m</td><td>±12m/m</td><td>150m/m</td><td>±7.5m/m</td><td>15m/m</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">呼径</th><th>曲り</th><th>ヒビ・ワレ・キズ</th><th rowspan="2">吸水率</th><th rowspan="2">耐圧力</th></tr><tr><th>許容差</th><th>許容差</th></tr><tr><td>6cm管</td><td>5m/m以下</td><td>30m/m以下</td><td>18%以下</td><td>250kg以上</td></tr><tr><td>9cm管</td><td>5m/m以下</td><td>30m/m以下</td><td>18%以下</td><td>280kg以上</td></tr><tr><td>12cm管</td><td>5m/m以下</td><td>30m/m以下</td><td>18%以下</td><td>300kg以上</td></tr><tr><td>15cm管</td><td>5m/m以下</td><td>30m/m以下</td><td>18%以下</td><td>300kg以上</td></tr></table> ※管厚は標準寸法を原則とするが、土管に依る強度弱の場合は、標準耐圧度に耐える様厚くすることとする。	呼径	有効長		内径		厚さ	標準寸法 L	許容差	標準寸法 D	許容差	標準寸法 t	6cm管	300m/m	±12m/m	60m/m	±3.0m/m	10m/m	9cm管	300m/m	±12m/m	90m/m	±4.5m/m	12m/m	12cm管	300m/m	±12m/m	120m/m	±6.0m/m	15m/m	15cm管	300m/m	±12m/m	150m/m	±7.5m/m	15m/m	呼径	曲り	ヒビ・ワレ・キズ	吸水率	耐圧力	許容差	許容差	6cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	250kg以上	9cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	280kg以上	12cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	300kg以上	15cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下
呼径	有効長		内径		厚さ																																																													
	標準寸法 L	許容差	標準寸法 D	許容差	標準寸法 t																																																													
6cm管	300m/m	±12m/m	60m/m	±3.0m/m	10m/m																																																													
9cm管	300m/m	±12m/m	90m/m	±4.5m/m	12m/m																																																													
12cm管	300m/m	±12m/m	120m/m	±6.0m/m	15m/m																																																													
15cm管	300m/m	±12m/m	150m/m	±7.5m/m	15m/m																																																													
呼径	曲り	ヒビ・ワレ・キズ	吸水率	耐圧力																																																														
	許容差	許容差																																																																
6cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	250kg以上																																																														
9cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	280kg以上																																																														
12cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	300kg以上																																																														
15cm管	5m/m以下	30m/m以下	18%以下	300kg以上																																																														

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
22 ・ 暗渠排水	暗渠排水材料	必須		5. ロットの決め方 （イ）被検査工場の1ヶ月の製造数量に見合う大きさを検査ロットとする。 6. 試験試料の選び方 （イ）管の呼径ごとに第1回試料、第2回試料共それぞれ3本づつランダムに抜き取る。 7. 試験の実施 （イ）試料の全てが標準規格に達するものは、そのロットを合格とし、達しないものが1本以上含まれるときは、再試験を行なう。 （ロ）再試験の試料全てが標準規格に達するものは、そのロットを合格とし、達しないものが1本以上含まれるときはそのロットを不合格とする。 8. 試験後のロットの処置 （イ）7.（イ）、（ロ）により不合格と判定されたロットは出荷してはならない。				

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
23 ・ 水路工 管水路基礎及び埋戻し	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事着手前1回及び材料が変わったとき		
		その他	土粒子の密度試験 土の粒土試験	JIS A 1202 JIS A 1204	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	プロクター密度で規定する場合のプロクター密度は (JIS A 1210のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 $\text{締め固め度} = \frac{\text{現地で締め固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ 上記によらない場合は設計図書による。	延長200mごとに1回、200m未満は2回測定する。なお、横断方向の測定箇所は下図を標準とする 管中心高 管底 ○印は測定位置	管径600mm以上のとう性管に適用する。 管径600mm未満については設計図書による。	
24 ・ 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭がス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 30%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
24 ： 覆 工 コ ン ク リ ー ト (N A T M)	製 造 (フ ラ ン ト) (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上		○
	施 工	必 須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計が±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ² /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
24 ・ 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
25・吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3＝6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取り、キャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
25 ・ 吹付け コンクリート (NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡ ～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡ ～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
26 ・ ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108		1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20㎡ごとに、その後は50㎡ごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		
27 ・ 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
27 ・ 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。		当初及び材料の変化時	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		
	28 ・ 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
旧アスファルトの軟化点								
既設表層混合物の密度試験				舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
既設表層混合物の最大比重試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
既設表層混合物のアスファルト量抽出 粒度分析試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
既設表層混合物のふるい分け試験				舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
新規アスファルト混合物				「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
28 ・ 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきぼぐし深さ	「舗装再生便覧」 付録-8に準じる。	－0.7cm以内	1,000㎡毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			
29 ・ プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
29 ・ プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5 による	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5 による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧 表-2.9.5 による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
30 ・ 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認出来ること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
31 ・ ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下（ただし、切削による場合は50 μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
		その他	平面度	目視	設計図書による。（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			ベベル精度			計測器による計測			
			真直度						
32 ・ 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○	

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験編の個数：試験編継手全長	- 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 - なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	- 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 - なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6に各継手の強度等級を満たすでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。	○

（非破壊試験を行う者の資格）
 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに —1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤ (4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していないなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
32 ・ 溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
33 ・ モルタル	材料	必須	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度測定 骨材の単位容積質量の測定	JIS A 1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法 JIS A 1102 骨材のふるい分け試験 JIS A 1104 骨材の単位容積質量試験方法		200m2に1回。ただし、採取地の変った場合はその都度測定する。 レミコンについては製造会社の試験成績表によることができる。	様式(19)の一覧表にとりまとめる。	
			セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法 JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法		セメント製造会社の試験成績表による。		
			骨材の表面水率の測定	JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法		1日1回測定する。(1回につき2個)	様式(20)の一覧表にとりまとめる。	
34 ・ 場所打ち杭工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験」による(場所打ち杭に打設時にコンクリートをアジテーターより採取し供試体を作成する)		場所打ち杭5本ごとの1本から3個の供試体を採取し測定する。 (φ100×200)		
35 ・ 凍上抑制層	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によりことが出来る。 様式(11)		
		その他	骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験	舗装試験法便覧 付表 付表 付表	設計図書による。	採取地毎に1回行う。 生産者等の試験成績結果によりことが出来る。 様式(11)		
			火山灰の凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針	設計図書による。	1,000m ³ 及びその端数毎に1回行う。様式(11)		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
35 凍上抑制層	施工	必須	現場密度の測定	付表	90%以上	500m ³ 毎に1回行う。 様式(5)又は様式(2)		
		その他	ふるい分け試験	舗装試験法便覧	設計図書による。	500m ³ 毎に1回行う。 様式(12)	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない。	
			骨材の洗い試験	付表				
			球体落下試験	付表	火山灰 D=6.0cm以下 砂(シルト分2%未満) D=9.7cm以下 砂(シルト分2%以上) D=8.3cm以下	500m ³ 毎に1回行う。 ただし、1回の測定値は10個とし、上限、下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。 様式(5)又は様式(2)	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用する。なお、試験施工によりD値を定める場合は、この規格値を適用しない。	
			コーン指数の測定	舗装試験法便覧		コーン指数が15kg/cm ² 以下又は同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は監督職員と協議の上、コーン指数の測定(1,000m ² に2回)を行う。		
36 橋梁	無収縮モルタル	必須	圧縮強度試験	コンクリート標準示方書 土木学会基準 (JSCE-G541) 「充填モルタルの圧縮強度試験方法」	標準養生20℃でσ3:250kg/cm ² 、σ28=450kg/cm ² 以上とする。 (供試体3本の平均値)	1日1回とし、1回につきσ3、σ28強度各3本作成する。		
			コンシステンシー試験 (Jロートによる流下値)	コンクリート標準示方書 土木学会基準 (JSCE-F541) 「充填モルタルの流動性試験方法」	練り混ぜ完了から3分以内の値を基準とし、 セメント系 8±2秒 鉄粉系 10±3秒	1日2回(午前、午後各1回)以上測定。		
			ブリージング試験	コンクリート標準示方書 土木学会基準 (JSCE-F542) 「充填モルタルのブリージング率及び膨張率試験方法」	練り混ぜ2時間後のブリージング率 2%以下	製造会社の試験成績表による。		
			膨張収縮試験		材令7日で収縮を示してはならない。	製造会社の試験成績表による。		
			凝結時間試験法	ASTM-C403T 「ブロッカー貫入抵抗針を用いるコンクリートの凝結試験方法」に準拠する。 付5-8	1時間以上10時間以内。	製造会社の試験成績表による。		
			付着強度試験	付5-8	材令28日で最大荷重について30kg/cm ² 以上。	製造会社の試験成績表による。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	施工管理基準		摘 要	試験成績表等による確認
						試験(測定)基準	管 理 方 法		
37 ポ ス テ ン P C け た	コン ク リ ー ト	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリートの諸試験	1. コンクリートによる。		5. コンクリートの品質管理による。	5. コンクリートの品質管理による。		
			コンクリートのPS導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法（供試体はけたコンクリートと同一状態で養生する）	10編5章4節による	けた1本当り1回、1回につき供試体3本作成する。	様式(20)及び(28)の管理図に記入する。		
	セ メ ン ト	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理的試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる	セメント製造会社の試験成績表による。			
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法					
	グ ラ ウ ト	必須	コンシステンシー	土木学会「PCグラウト試験方法」	10編5章4節による 寒中1) ダクト周辺温度…注入前5℃以上 寒中2) グラウト温度…注入時10℃～20℃注入後5日間5℃以上	5バッチ毎に1回1日 5バッチに満たないときは1回/1日	様式(27)の一覧表に記入する。	J A ロートの使用を標準とする。	
			温度						
			フリージング率 膨張率		10編5章4節による	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1日/1回(3個/回)			
			圧縮強度	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1日/1回(6個/回)			
	プ レ ス ト レ ッ シ ン グ	必須	プレストレッシング管理	荷重計の示度とPC鋼材の伸び	1. 各ケーブルの推定値に対する標準偏差5% 2. 1主げた当りのPC鋼材数による許容誤差 4 :5.0% 6 :4.1% 10以上:3.2%	PC導入時各ケーブルごとに測定する。主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	様式(28)(29)の管理表に記入する。主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。		

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
38 ・ 区 画 線	区 画 線	必 須	塗料等の吐出量試験	20×30cm角のブリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の質量測定を行う。測定方法は付－4「区画線試験施工要領」による。		区画線の種類別実延長10km毎に1枚の試験片を採取、測定を行う回試験片裏面には日時、採取箇所、区画線別、気温、塗料温度測定値を記入する。	吐出量は任意の様式に取りまとめる。	
			施工速度の測定	低速タコメーター記録紙による。		全施工延長分について記録する（タコメーター記録紙を提出する。）		
39 ・ 側 溝 構 造 物 工		必 須	圧縮強度試験	コアを採取するか、又は製品製造に用いたコンクリートで1日3回以上、1回に1個の標準供試体を作り、製品と同じ条件で養生したもので行う。（試料は試験のときまで2時間以上水中につけておく。）	仕様書による。	納入時強度は1,000個又はその端数を1組とし、1組について任意に抜取った3個のコア又は標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。1個又は2個だけ合格しないときは再試験を行うことができる。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる。	
40 ・ コン クリ ート ブ ロ ック	材 料	必 須	連節ブロック	圧縮強度試験	仕様書による。	3,000個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする回強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験は長方形のブロックの場合、連結穴の部分避けて幅15cm、長さ15cm以上の鋼板で正確に挟んで（鋼板の15cm辺をブロックの長手方向の縁に合わせ）加圧し標準供試体の圧縮強度に換算するものとする。その場合2時間以上清水中に浸し、飽水させて試験する。その他の形状ブロックは上記に準ずる。準用できない場合はコアを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	
			法枠ブロック			1,000個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする。強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。		
			根固消波ブロック（小口止及び法留ブロック含む）			200個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする。強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験はコアを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	

寫 真 管 理 基 準

写真管理基準（案）

1. 総 則

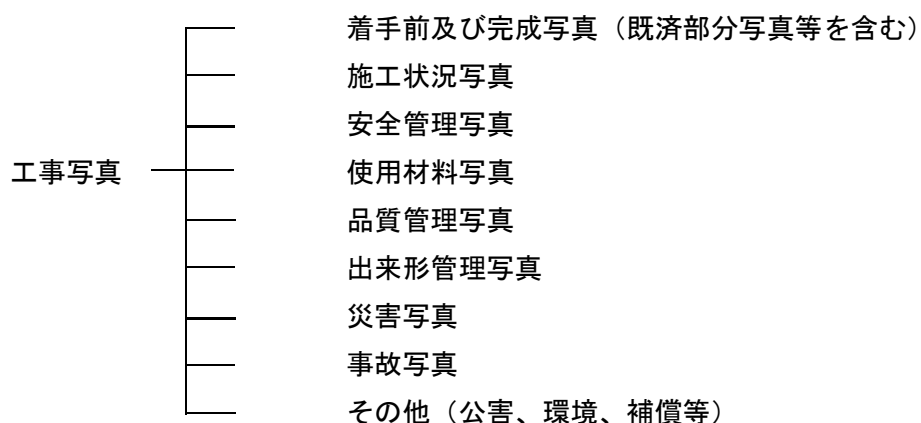
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改訂について」（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黑板情報の電子的記入はこれに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4. その他

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。

- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を参照のこと。

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」

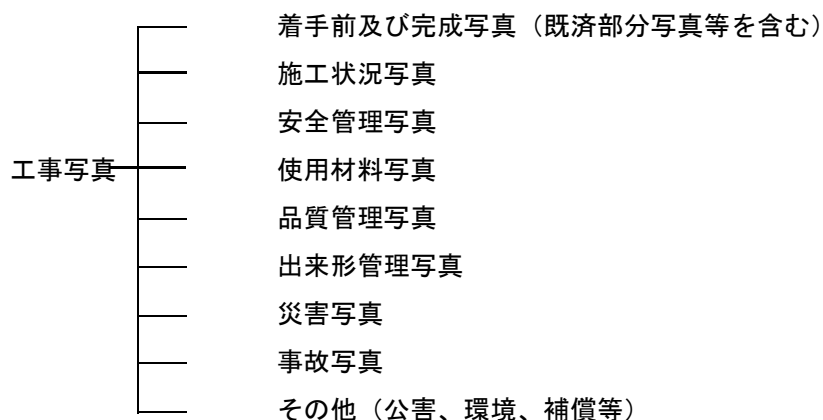
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。
また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-6 留意事項

写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

写真管理基準（案）撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。

撮影箇所一覧表(全体)

区 分	工 種	写真管理項目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	着手前 １枚	
	完 成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	施工完了後 １枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事 進捗状況	月１回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施 工計画書に従い施工してい ることが確認できるように 適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関す る実施状況が確認できるよ うに適宜 〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社 会性等に関する実施状 況の提出資料に添付す る
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、 形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	代表箇所 １枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の 写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付す る。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	全景１枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各１回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付す る。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 （ＪＩＳマーク表示）	各品目毎に１回		
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕		
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施行	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施行	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定めら れていない	監督職員と協議事項		
災 害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 〔被 災 前〕 〔被災直後〕 〔被 災 後〕	適宜	
事 故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	適宜	発生前は付近の写真で も可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	適宜	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コン クリートダム・覆工コンク リート・吹付けコンクリ ートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回	不要	圧縮強度試験したコン クリートの供試体が、当 該現場の供試体である ことが確認できるもの
		スランプ試験	〔試験実施中〕		
		コンクリートの圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕		コンクリート舗装の場 合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コンクリートの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コン クリートダム・覆工コンク リート・吹付けコンクリ ートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回		
		テストハンマーによる強度推定調査	〔試験実施中〕		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められ た時 〔試験実施中〕		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回	不要	
		超音波探傷検査	〔検査実施中〕		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回		
		放射線透過試験	〔検査実施中〕		
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルクの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回	不要	
		粒度	〔試験実施中〕		
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合		
		含水比試験	〔試験実施中〕		
6	アスファルト安定処理路 盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回	不要	
		現場密度の測定	〔試験実施中〕		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーV C試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回		
		コアによる密度測定	〔試験実施中〕		
		10	グースアスファルト 舗装 (プラント)		
リュエル流動性試験 240℃					
ホイールトラッキング試験					
曲げ試験					
粒度					
アスファルト量抽出粒度分析試験					
温度測定					
グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定		合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床每または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	路床毎に1回		
		平板載荷試験	〔試験実施中〕		
		現場C B R試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 〔試験実施中〕		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	材質毎に1回		
		現場C B R試験	〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		
		空気量測定	[試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
18 19	河川・海岸土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
21	道路土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
21	道路土工 （施工）	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	不要	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]		
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に 1 回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に 1 回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重 1.95 の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
		コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制		
スランプ試験					
空気量測定					
コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に 1 回 [試験実施中]				
温度測定					
コンクリートの単位容積質量試験					
コンクリートの洗い分析試験					
コンクリートのブリーディング試験					
コンクリートの引張強度試験					
コンクリートの曲げ強度試験					
覆工コンクリート (N A T M)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		
	コンクリートの圧縮強度試験				
	塩化物総量規制	配合毎に 1 回 [試験実施中]			
	空気量測定				
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
	コンクリートの洗い分析試験				
吹付けコンクリート (N A T M)	塩化物総量規制	配合毎に 1 回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
	コンクリートの圧縮強度試験				
	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
	空気量測定				
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
	吹付けコンクリートの初期強度				
	トンネル施工長 40m ごとに 1 回				

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
27	路上再生路盤工 (材料)	修正 C B R 試験	材料毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に 1 回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		C A E の一軸圧縮試験			
		含水比試験			
28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に 1 回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に 1 回 [試験実施中]	不要	
		温度測定			
		現場密度の測定			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
31	工場製作工	外観検査	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔現物照合時〕	不要	
		在庫品切出	当初の物件で 1 枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し		
		機械試験	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔試験実施中〕		
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に 1 回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
33	溶接工	引張試験	試験毎に 1 回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕		
34	凍上抑制層 (施工)	現場密度の測定	土質毎に 1 回 〔試験実施中〕	不要	
		ふるい分け試験			
		骨材の洗い試験			
		球体落下試験			
		コーン指数の測定			

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	基礎工関係	1-1	基礎材・均しコンクリート	幅 厚さ	50m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
		1-2	矢板工〔任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	根入長	50m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	
				変位	50m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
		1-3	基礎工護岸（現場打） 笠コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
		1-4	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
				根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
		1-5	場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
				鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕		
		1-6	深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量	全数量 〔施工後〕		
				ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
				土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
				鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
		1-7	オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
		1-8	ニューマチックケーソン基礎工	ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
		1-9	鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
				載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	石・ブロック積（張）工	2-1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	厚さ（裏込）	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ （ブロック積張）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		2-2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は100mに1回	代表箇所 各1枚	
		2-3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		2-4	緑化ブロック工	厚さ（裏込）	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ（ブロック）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は50mに1回		
		2-5	石積（張）工	厚さ（裏込）	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ（石積・張）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は50mに1回		
	舗装工関係	3-0	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
		3-1	アスファルト舗装工（下層路盤工） アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月）」によること		
		3-2	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月）」によること		
		3-3	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月）」によること		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	舗装工関係	3-4	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
		3-5	半たわみ性舗装工（下層路盤工） 半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-6	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-7	半たわみ性舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
		3-8	半たわみ性舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				浸透性ミルク注入状 況	400mに1回 〔注入時〕		
				平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
		3-9	コンクリート舗装工 （下層路盤工） コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎100mに1回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	舗装工関係	3-10	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				整正状況	各層毎 400mに 1 回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000 mに 1 回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎 100mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-11	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	整正状況	400mに 1 回 〔整正後〕	代表箇所 各 1 枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕		
				幅	各層毎 100mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-12	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕	代表箇所 各 1 枚	
				スリップバー、 タイバー寸法、 位置	100mに 1 回 〔据付後〕		
				鉄網寸法 位置	100mに 1 回 〔据付後〕		
				平坦性	1 工事に 1 回 〔実施中〕		
				厚さ	各層毎 200mに 1 回 〔型枠据付後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				目地段差	1 工事に 1 回		
		3-13	転圧コンクリート版工 （下層路盤工） 転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				整正状況	各層毎 400mに 1 回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎 200mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎 100mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	舗装工関係	3-14	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				整正状況	各層毎 400mに 1 回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000 mに 1 回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
				幅	各層毎 100mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-15	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに 1 回 〔整正後〕	代表箇所 各 1 枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕		
				幅	各層毎 100mに 1 回 〔整正後〕 ただし、情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン（令和4年3月）」によること		
		3-16	路面切削工	幅 厚さ（基準高）	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		3-17	オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
				タックコート	各層毎に 1 回 〔散布時〕		
				整正状況	400mに 1 回 〔施工後〕		
	地盤改良工関係	3-18	上層路盤工	3-1 番に準拠			
		3-19	下層路盤工	3-1 番に準拠			
		3-20	歩道路盤工	3-1 番に準拠			
		3-21	歩道舗装工	3-5 番に準拠			
		3-22	路肩舗装路盤工	3-1 番に準拠			
		3-23	路肩舗装工	3-5 番に準拠			
		4-1	路床安定処理工 表層混合処理	施工厚さ 幅	50mに 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		4-2	置換工	置換厚さ 幅	50m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		4-3	表層安定処理工（サンドマット工）	施工厚さ 幅	50m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		4-4	パイルネット工	厚さ 幅	50m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		4-5	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200 m又は 1 施工箇所に 1 回 〔打込み前後〕	代表箇所 各 1 枚	
				杭径 位置・間隔	200 m又は 1 施工箇所に 1 回 〔打込後〕		
				砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区 分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	地盤改良工関係	4－6	固結工 （粉体噴射攪拌工） （高圧噴射攪拌工） （スラリー攪拌工） （生石灰パイル工）	位置・間隔 杭径	1 施工箇所に 1 回 打込後	代表箇所 各 1 枚	
				深度	1 施工箇所に 1 回 〔打込前後〕		
	仮設工関係	5－1	仮設鋼矢板工 （H鋼杭） （鋼矢板）	1－2 番に準拠			
		5－2	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	2－2 番に準拠			
		5－3	土留・仮締切工（締切盛土）	天端幅 法長	250m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		5－4	土留・仮締切工（中詰盛土）	出来ばえ	250m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		5－5	土留・仮締切工 （アンカー工） （P C法枠工）	削孔深さ	1 施工箇所に 1 回 〔削孔後〕	代表箇所 各 1 枚	
				配置誤差	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		5－6	地中連続壁工（壁式）	連壁の長さ 変位	50m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		5－7	地中連続壁工（柱列式）	連壁の長さ 変位	50m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
	河川土工関係	6－1	掘削工（浚渫除く）	土質等の判別	地質が変わる毎に 1 回 〔掘削中〕	代表箇所 各 1 枚	・ 出来映えの撮影 ・ TS 等の設置状況 と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔掘削後〕		
				ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 4 年 3 月）」によること			
		6－2	盛土工（河川土工）	巻出し厚	200mに 1 回 〔巻出し時〕	代表箇所 各 1 枚	・ 出来映えの撮影 ・ TS 等の設置状況 と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1 回 〔締固め時〕		
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
				ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 4 年 3 月）」によること			
		6－3	整形仕上げ工	仕上げ状況 仕上げ厚さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各 1 枚	
	6－4	天端敷砂利工	厚さ 幅	200mに 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
	道路土工関係	7－1	掘削工（道路土工）	6－1 番に準拠			
		7－2	盛土工（路体・路床）	6－2 番に準拠			
		7－3	法面整形工	6－3 番に準拠			
7－4		凍上抑制工	3－1 番に準拠				

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	法面工関係	8-1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1 工事に 1 回 〔混合前〕	代表箇所 各 1 枚	
				土羽土の厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕		
				法長	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		8-2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔清掃後〕	代表箇所 各 1 枚	
				ラス鉄網の重ね合せ 寸法	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔吹付前〕		
				厚さ(検測孔)	200 m又は 1 施工箇所に 1 回 〔吹付後〕		
				法長	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
				材料使用量	1 工事に 1 回 〔混合前〕		
		8-3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔清掃後〕	代表箇所 各 1 枚	
				ラス鉄網の重ね合せ 寸法	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔吹付前〕		
				法長	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
				厚さ(検測孔)	200 m又は 1 施工箇所に 1 回 〔吹付後〕		
		8-4	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		8-5	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
	擁壁工関係	8-6	アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所に 1 回 〔削孔後〕	代表箇所 各 1 枚	
				配置誤差	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		8-7	じゃかご	法長 厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		8-8	ふとんかご、かごマット工	高さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		9-1	塙所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				厚さ 幅 高さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕		
		9-2	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各 1 枚	
		9-3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度 厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
	カルバート工・水路工関係	9-4	井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				法長 厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		9-5	小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				幅 高さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		10-1	現場打ちカルバート工	幅 高さ 厚さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	
		10-2	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕	代表箇所 各 1 枚	
				※幅 ※高さ	200m又は 1 施工箇所に 1 回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	カルバート工・水路工関係	10-3 側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
		10-4 管渠工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
		10-5 集水樹工	幅 高さ 厚さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		10-6 地下排水工	幅 深さ	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
		10-7 山腹U型側溝工 10-8 山腹明暗渠工 10-9 山腹暗渠工	高さ、幅 厚さ、長さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		10-10 集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
		10-11 集水井工	偏心量、長さ、 巻立て幅、 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
		10-12 場所打ちU型水路工	幅 高さ 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		10-13 側溝工堤脚水路工	幅 高さ 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
		10-14 L型街渠工 L型街渠工 プレキャストU型側溝工 管(函)渠型側溝工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	不要	
		10-15 街渠柵工 マンホール工	幅 高さ 厚さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
	河川工関係	11-1 護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		11-2 覆土工	6-1～6-3番に 準拠			
		11-3 羽口工（じゃかご）	法長（長さ、径）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		11-4 羽口工（ふとんかご等）	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		11-5 羽口工（連節ブロック張）	胴込裏込厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
			法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		11-6 根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
			ブロックの形状寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔製作後〕		
		11-7 沈床工（そだ沈床工）	格子寸法、厚さ、 割石状況、幅	50m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		11-8 杭出し水制工	径、杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
			幅、方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	浚渫	12-1 浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	樋門・樋管工関係	13-1	樋門・樋管工	本体各部の幅、厚さ、高さ、長さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	
				門扉及び開閉装置の工場製作、塗装	鋼橋に準ずる		
		13-2	翼壁工、水叩工	水路各部の幅、厚さ、高さ、長さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	
		13-3	管理橋受台工	厚さ、天端幅、敷幅、高さ、天端長、敷長	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		13-4	階段工	幅、高さ、長さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
	海岸工関係	14-1	護岸基礎工、突堤本体工（場所打コンクリート工）	幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-2	護岸基礎工、護岸工、突堤本体工（海岸コンクリートブロック工）	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕		
				据付状況	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		
		14-3	護岸工、天端被覆工（コンクリート被覆工）	法長 厚さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
				裏込材厚	40m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕		
		14-5	波返工（波返工）	幅 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-6	突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、海域堤基礎工（捨石工）	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-7	突堤基礎工（吸出し防止工）	幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-8	捨石工	法長 天端幅	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-9	突堤本体工（石枠工）	厚さ 高さ	200m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
				間詰石状況	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		
		14-10	ケーソン工（ケーソン工製作）	壁厚 幅 高さ 長さ 底板厚さ フーチング高さ	1 基に 1 回 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-11	ケーソン工（ケーソン工据付）	据付状況	1 施工箇所 に 1 回 〔据付後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-12	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-13	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚 幅 高さ	1 基に 1 回 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-14	セルラー工（セルラー工据付）	据付状況	1 施工箇所 に 1 回 〔据付後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-15	セルラー工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		14-16	根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に 1 回 〔製作後〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	海岸工関係	14-17	消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
	砂防ダム工関係	15-1	コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	
				打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-2	コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-3	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-4	鋼製堰堤本体工（不透過型）	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-5	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-6	鋼製側壁工	長さ、幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-7	垂直壁工	天端部堤幅 水通しの幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		15-8	魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	抑止工関係	16-1	抑止アンカー工	8-6番に準拠			
		16-2	合成杭工	偏心量	1施行箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				数量	全数量 〔打込後〕		
	ダム工関係	17-1	コンクリートダム工（本体）	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-2	コンクリートダム工（水叩）	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
				打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回		
		17-3	コンクリートダム工（副ダム）	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-4	コンクリートダム工（導流壁）	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-5	コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-6	フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-7	ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
		17-8	フィルダム（洪水吐）	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	ダム工関係	17-9	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	適宜	
		17-10	仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所1回 〔巻出し時〕	適宜	
				転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕		
		17-11	仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	適宜	
		17-12	基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	適宜	
				土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕		
				岩盤清掃状況	1施工箇所1回 〔清掃前後〕		
		17-13	堤体コンクリート打設	骨材採取製造、 コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	適宜	
				打継目処理、 打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕		
		17-14	堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋 設位置、岩着 及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4 リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
		17-15	堤体排水工	排水孔の位置、 箱抜断面、 排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4 リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
		17-16	堤体冷却工	配管間隔、 通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	適宜	
		17-17	堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回 〔据付後〕	適宜	
		17-18	堤体基礎処理工	カーテン及びコンソ リデーショングラウ ト、ボーリング状況、 深度、配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	
				コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		
				グラウト、後水押テ スト、洗浄状況	1ブロックに1回 〔施工中〕		
				ドレーン孔、ボーリ ング状況	コアーについては全数量 〔施工中〕		
	落石雪害防止工関係	18-1	落石防止網工	幅	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		18-2	落石防止柵工	高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		18-3	防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		18-4	雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	遮音関係	19-1	遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回〔施工前は必 要に応じて〕 〔施工前後〕	適宜	
		19-2	遮音壁基礎工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	適宜	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	防護柵関係	20-1	防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	※基礎幅 ※基礎高さ	1 施工箇所に 1 回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				パイプ取付高	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		20-2	路側防護柵工（ガードレール）	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1 施工箇所に 1 回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				ビーム取付高	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		20-3	路側防護柵工（ガードケーブル）	基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1 施工箇所に 1 回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				ケーブル取付高	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
	道路付属物設置工	21-1	縁石工（縁石・アスカープ）	出来ばえ	種別毎に 1 回 〔施工後〕	不要	
		21-2	小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎 5 箇所に 1 回 〔施工後〕	不要	
		21-3	視線誘導標工	高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	不要	
	工場製作工関係	22-1	鋳造費（金属支承工）	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-2	鋳造費（大型ゴム支承工）	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-3	仮設材製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に 1 回 〔仮組立時〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-5	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		
		22-6	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-7	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1 基に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-8	鋼製橋脚製作工	原寸状況	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1 脚に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	工場製作工関係	22-9 桁補強材製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
			仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		
		22-10 検査路製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-11 鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
			仮組立寸法	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		
		22-12 橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-13 鋼製排水管製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-14 落橋防止装置製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-15 アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-16 プレベーム用桁製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
			仮組立寸法	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔仮組立時〕		
		22-17 橋梁用高欄製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
		22-18 遮音壁支柱製作工	部材長	1 施工箇所 に 1 回 〔製作後〕	代表箇所 各 1 枚	
		22-19 工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各 1 枚	
			素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
			塗装状況	各層毎に 1 回 〔塗装後〕		
		22-20 鋼製耐震連結装置製作工	原寸状況	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回 〔原寸時〕	代表箇所 各 1 枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	工場製作工関係	22-21 横断歩道製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
			製作状況	適宜 〔製作中〕		
			仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
	橋梁下部工関係	23-1 躯体工	厚さ 天端幅（橋軸方向） 敷幅（橋軸方向） 高さ 翼壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取り外し後〕	代表箇所 各1枚	
		23-2 RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取り外し後〕	代表箇所 各1枚	
		23-3 RC躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取り外し後〕	代表箇所 各1枚	
		23-4 橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取り外し後〕	代表箇所 各1枚	
		23-5 橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取り外し後〕	代表箇所 各1枚	
		23-6 橋脚架設工 (I型) (T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
		23-7 橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
	橋梁上部工関係	24-1 クレーン架設工等	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
		24-2 現場塗装工	22-19番に準拠			
		24-3 床版工	床版の厚さ 床版の幅 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	
		24-4 支承工（鋼製支承） 24-5 支承工（ゴム支承）	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
		24-6 伸縮装置工（ゴムジョイント） 24-7 伸縮装置工（鋼製フィンガー）	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
		24-8 地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		24-9 橋梁用防護柵工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		24-10 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		24-11 歩道橋架設工	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
出来形管理写真	ＣＯ上部工関係	25-1	プレビーム用桁製作工	22-8番に準拠		
		25-2	ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工	シース、ＰＣ、 鋼製配置状況	桁毎に１回 〔打設前〕	代表箇所 各１枚
				幅（上、下）、高さ	桁毎に１回 〔型枠取外し後〕	
				中詰め及び グラウト状況	１スパンに１回 〔施工時〕	
		25-3	プレキャストブロック桁組立工	組立状況	１スパンに１回 〔組立時〕	代表箇所 各１枚
		25-4 25-5	プレビーム桁製作工 ＰＣホロースラブ製作工等	25-2番に準拠		
		25-6 25-7	ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ押出し箱桁製作工	シース、ＰＣ、 鋼製配置状況	桁毎に１回 〔打設前〕	代表箇所 各１枚
				幅（上、下）、高さ	桁毎に１回 〔型枠取外し後〕	
				内空幅、内空高さ	桁毎に１回 〔型枠取外し後〕	
				中詰め及び グラウト状況	１スパンに１回 〔施工時〕	
		25-8	クレーン架設工等	24-1番に準拠		
		25-9	床版・横桁工	幅、高さ、配筋	１スパンに１回 〔施工時〕	代表箇所 各１枚
		25-10 25-11	支承工（鋼製支承） 支承工（ゴム支承）	24-4番、5番に 準拠		
	トンネル工関係	26-1	トンネル抗門工	厚さ、幅、高さ	１施工箇所１回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各１枚
		26-2	トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に１回 〔掘削中〕	代表箇所 各１枚
				湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
				巻立空間	１セントルに１回 〔型枠組立後〕	
				覆工厚さ	１セントルに１回 〔型枠取外し後〕	
				埋設支保工（建込間 隔、寸法、基礎）	100m又は１施工箇所に１回 〔建込後〕	
				湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
				集水渠（幅、高さ、位 置）	100m又は１施工箇所に１回 〔設置後〕	
				地下排水工（管接合 据付状況）	100m又は１施工箇所に１回 〔設置後〕	
				地下排水工（フィル ター厚さ）	100m又は１施工箇所に１回 〔設置後〕	
				インバート厚さ	50m又は１施工箇所に１回 〔埋戻し前〕	
				矢板設置状況	岩質の変わる毎に１回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	トンネル工関係	26-2 トンネル（矢板工法）	グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
			インバート幅	200m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		26-3 NATM（吹付コンクリート）	岩質	岩質が変わる毎に 1 回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
			湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
			吹付面の清掃状況	80m毎に 1 回 〔清掃後〕		
			金網の重合せ状況	80m毎に 1 回 〔2 次吹付前〕		
			吹付厚さ（検測孔）	80m毎に 1 回 〔吹付後〕		
		26-4 NATM（ロックボルト）	位置、間隔、 削孔深さ、径	施工パターン毎又は 80m に 1 断面 〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	
			ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は 80m に 1 断面 〔注入中〕		
			ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は 80m に 1 断面 〔打設後〕		
		26-5 NATM（トンネル覆工）	覆工（巻立空間）	1 セントルに 1 回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
			覆工（厚さ）	1 セントルに 1 回 〔型枠取外し後〕		
			インバート（厚さ）	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔埋戻し前〕		
			幅（全幅） 高さ（内法）	200m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
	舗装修理工関係	26-6 シールド	掘削の地山状態	地山の変化の毎に 1 回	代表箇所 各1枚	
			セグメント組立状況	1 工事に 1 回 〔組立後〕		
			二次覆工（セグメント清掃状況）	1 工事に 1 回 〔清掃後〕		
			二次覆工の厚さ	1 スパンに 1 回 〔型枠取外し後〕		
		27-1 局部打換工	幅、長さ、厚さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		27-2 路面切断工	幅、厚さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		
		27-3 路上再生路盤工	敷均し厚、 転圧状況	各層毎 400m に 1 回 〔施工中〕		
			整正状況、厚さ	各層毎 400m に 1 回 〔施工中〕		
	27-4 路上表層再生工		整正状況	400m に 1 回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
			平坦性	1 工事に 1 回 〔実施中〕		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	舗装修理工関係	27-5	表層基層打換工	タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
		27-6	オーバーレイ工、表面処理工	幅、延長、厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	構造物補修工関係	28-1	伸縮継手補修	補修状況 (幅、長さ、厚さ)	1施工箇所に1回 〔補修後〕	代表箇所 各1枚	
		28-2	側溝改修	改修状況 (厚さ、高さ)	1施工箇所に1回 〔改修後〕	代表箇所 各1枚	
	管水路工関係	29-1	管水路基礎工	幅、厚さ	施工延長概ね50m～100m 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		29-2	管体工	中心線	施工延長概ね50m～100m 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				継目試験 漏水試験	1試験箇所に1回 〔試験中〕 テストバンドは7本に1回	代表箇所 各1枚	
				締付けボルトトルク 管理	継手7箇所に1回		
	暗渠排水工関係	30-1	吸水渠、集水渠	掘削深、 疎水材投入深	10haに20回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				布設状況	10haに10回 〔施工後〕		
		30-2	捕水渠、付帯明渠	深さ、幅	200m又は1路線に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	客土工関係	31-1	客土土取場採土	深さ、幅、長さ	代表地1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				抜坪測定	抜坪測定毎に1回 〔測定時〕		
		31-2	客土中間堆積	高さ、幅、長さ	代表地1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		31-3	客土散布	散布状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
	農用地造成関係	32-1	抜排根 土坊主、野地坊主処理	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所 各1枚	
		32-2	表土扱い	土質状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前〕	代表箇所 各1枚	
				表土堆積状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工後〕		
				現況表土の厚さ	1haに1回 〔施工前〕		
		32-3	基盤整地	切土法面仕上、 盛土法面仕上（法先 仕上）状況 基盤整地状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工後〕 ただし、情報化施工技術における出来形 管理を行う場合は「情報化施工技術の活 用ガイドライン（令和4年3月）」による こと	代表箇所 各1枚	
		32-4	表土戻し	表土の厚さ	1haに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				表土戻し状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工後〕 ただし、情報化施工技術における出来形 管理を行う場合は「情報化施工技術の活 用ガイドライン（令和4年3月）」による こと		

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	農用地造成関係	32-5 石礫除去	作業深	1haに1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			堆積状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工後〕		
		32-6 刈払及び火入れ	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
		32-7 不陸均し	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
		32-8 耕起	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			耕起深	5ha又は1圃場に1回 〔作業回数毎の施工後〕		
		32-9 土壌改良	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			資材配置状況	堆積箇所毎に1回 〔施工前〕		
			空袋整理状況	1圃場毎に1回 〔施工後〕		
			pH測定（サンプル採取、試験）	pH測定時に1回 （採取中及び測定時）		
		32-10 碎土	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			碎土深	5ha又は1圃場に1回 〔作業回数毎の施工後（ただし、鎮圧がある場合は鎮圧後）〕		
		32-11 鎮圧	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
		32-12 播種	施工状況	10ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			種子の保管状況、混合状況	代表的なもの 〔施工中〕		
			発芽状況	1圃場に1回 〔発芽後〕		
		32-13 心土破碎	施工状況	5ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			破碎深	5ha又は1圃場に1回 〔施工前後〕		
	ほ場整備工関係	33-1 畦畔復旧	施工状況	400m又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		33-2 道路工（砂利道）	まき出し厚さ、転圧	400m又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所各1枚	
			幅、厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	植栽工関係	34-1 樹木	掘削、植穴の寸法、客土（購入土）の充填状況 植付・仮植・養生状況	50本以下1回、100本以下2回、200本以下3回、500本以下4回、500本以上5回 （ただし、1樹種毎に最低1枚） 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			支柱・補助材料の設置状況	20箇所又は200mに1回 〔施工後〕		
		34-2 芝付工（張芝、筋芝、耳芝、積芝）	植付状況、芝串施工状況	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号		工 種	写真管理項目			摘 要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	植栽工関係	34-3	芝付工（播種工、種子散布工）	下地かき起こし厚 衣土厚、吹付厚	200m に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		34-4	つる性植物、笹類、草木類	植付状況	200m に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		34-5	剪定・整枝・刈り込み 施肥、病虫獣害防除 雪害、寒害、潮風害 灌水、補植 支柱補修、防除 雪囲い（冬囲い）、風囲い（潮風）	作業状況	20箇所又は100m に 1 回 （ただし、樹種毎最低 1 回） 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
	維持修繕工関係	35-1	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に 1 回 〔施工前後〕	不要	
		35-2	コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡ 1 回 〔施工前後〕	不要	
				目地充填	3,000㎡ 1 回 〔施工後〕		
				注入工、削孔状況 （位置、間隔）	2,000㎡ 1 回 〔削孔後〕		
				注入工、注入圧	3,000㎡ 1 回 〔注入時〕		
				目地亀裂防止材、張 付け状況	3,000㎡ 1 回 〔張付け後〕		
				局部打換、 各層厚さ	各層毎 100m に 1 回 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工前後〕		
		35-3	路肩、路側路盤工	厚さ	100m に 1 回又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	
		35-4	道路除草	施工状況	2km に 1 回（1 回刈毎） 〔施工前後〕	適宜	
		35-5	路肩整正	施工状況	1km に 1 回	適宜	
		35-6	新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1 施工箇所に 1 回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
		35-7	新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 施工状況	基礎タイプ毎 5 箇所に 1 回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
		35-8	新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 施工状況	基礎タイプ毎 5 箇所に 1 回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
		35-9	視線誘導標	施工状況	施工日に 1 回 〔施工後〕	適宜	
		35-10	清掃（路面、標識、側溝、集水樹）	施工状況	施工日に 1 回 〔施工前後〕	適宜	
		35-11	区画線路面標示	出来ばえ	施工日に 1 回 〔施工前後〕	適宜	
				材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	
		35-12	街路樹 植樹	施工状況	適宜 〔施工前後〕	適宜	
		35-13	街路樹 補強補植	施工状況	適宜 〔施工前後〕	適宜	
		35-14	街路樹 剪力	施工状況	街路樹 50 本 1 回、 グリーンベルト 100m 1 回 〔施工前後〕	適宜	
		35-15	街路樹 消毒、施肥	施工状況	街路樹 50 本 1 回、 グリーンベルト 100m 1 回 〔施工中〕	適宜	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

区分	番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
出来形管理写真	鉄筋・無筋コンクリート関係	35-16 街路樹 雪囲い	施工状況	適宜 〔施工後〕	適宜	
		35-17 排雪、除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	適宜	
		35-18 凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 〔施工中〕	適宜	
			材料使用量	全数量 〔施工前後〕		
		35-19 河川除草	施工状況、刈草処理状況	1kmに1回（1回刈毎） 〔施工前後〕	適宜	
		35-20 鉄筋・無筋コンクリート関係（配筋）	位置、間隔、継手、寸法	【点的構造物の場合】 打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	適宜	
				【線的構造物の場合】 2スパンに1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕		
		35-21 鉄筋・無筋コンクリート関係（コンクリート打設）	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	
		35-22 鉄筋・無筋コンクリート関係（養生）	養生状況	工種種別毎に1回 養生方法毎に1回 〔養生中〕	1施工ブロック 各1枚	
		35-23 鉄筋・無筋コンクリート関係（鉄筋工・組立て）	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 〔重要構造物かつ主鉄筋について適用〕	代表箇所 各1枚	
		35-24 鉄筋・無筋コンクリート関係（鉄筋工・かぶり）	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 〔重要構造物かつ主鉄筋について適用〕	代表箇所 各1枚	
		35-25 鉄筋・無筋コンクリート関係（鉄筋工・組立て） ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工と下部工事	非破壊試験（電磁誘導法、電磁波レーダ法）	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所 各1枚 〔試験種別毎〕	